

平成24年第5回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (9月20日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長あいさつ	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
宗田雅之君	8
関根政雄君	17
星一彌君	32
前田武久君	46
議案第63号、議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第65号～議案第69号の上程、説明	52
議案第70号～議案第78号の上程、説明	54
監査報告	64
議案第79号～議案第88号の上程、説明	65
議案第65号の質疑、討論、採決	74
散会の宣告	75

第2号 (9月26日)

議事日程	77
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣告	81
議事日程の報告	81
諸般の報告	81
議案第66号～議案第69号の質疑、討論、採決	81
議案第70号～議案第78号の質疑、討論、採決	82
議案第79号～議案第88号の質疑、討論、採決	96
日程の追加	103
議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
日程の追加、その2	107
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議員の派遣について	108
閉会中の継続審査申し出について	109
閉会の宣告	109
署名議員	111

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成24年第5回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年9月20日(木曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 5 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 6 議案第65号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 7 議案第66号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 8 議案第67号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第 9 議案第68号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例
提案理由説明
- 日程第10 議案第69号 鮫川村介護保険財政安定化特例基金条例
提案理由説明
- 日程第11 議案第70号 平成23年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
提案理由説明
- 日程第12 議案第71号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
提案理由説明
- 日程第13 議案第72号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

提案理由説明

日程第14 議案第73号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第15 議案第74号 平成23年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第16 議案第75号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第17 議案第76号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第18 議案第77号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第19 議案第78号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明

日程第20 議案第79号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）

提案理由説明

日程第21 議案第80号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第22 議案第81号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第23 議案第82号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第24 議案第83号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第25 議案第84号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第26 議案第85号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第27 議案第86号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第28 議案第87号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第29 議案第88号 工事請負契約の締結について

提案理由説明

日程第30 議案第65号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	13番	前田	三郎君

欠席議員（2名）

5番	湯坐	良政君	12番	坂本	忠雄君
----	----	-----	-----	----	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	芳賀	亨君
企画調整課長	石井	哲君	住民福祉課長	鈴木	眞理子君
農林課長	佐藤	文夫君	地域整備課長	近藤	保弘君
教育課長	北條	利雄君	農務局長	増谷	隆夫君

代 表 齋 藤 實 君
監 査 委 員

計 兼 須 藤 健 君
理 者 藤
出 納 室 長
會 管 理 出

職務のため出席した者の職氏名

議 事 本 郷 秀 季
務 局 長

書 記 渡 邊 敬

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第5回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第63号から議案第88号までの26議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より、例月出納検査結果、定期監査結果及び決算審査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、派遣関係であります。7月19日から20日、議員行政視察研修のため議員11名を埼玉県嵐山町に、8月29日、町村議会正副議長研修会のため副議長を福島市に派遣いたしました。

出張関係であります。7月18日、黒磯棚倉いわき間道路整備促進期成同盟会総会のため議長及び星一彌議員が棚倉町に、7月23日、東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、7月24日、国道289号線建設期成同盟会総会のため議長が東京都に、7月29日、第38回福島県消防操法東白川支部大会のため議長が棚倉町に、8月10日、平成24年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため星一彌議員及び前田武久議員が白河市に、8

月10日、福島県町村議会議長会から福島県知事への要望事項実現活動のため議長が白河市に、8月29日、町村議会正副議長研修会のため議長が福島市に、それぞれ出張いたしました。

5番、湯坐良政議員及び12番、坂本忠雄議員から、本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第5回の鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、ご出席をいただき、議案のご審議をいただきますことを、厚く御礼を申し上げます。

ことしの夏は全国的に猛暑が続きました。役場の観測所でも7月中旬から最高気温が連日のように30度を超え、大根や白菜の播種期であります、また移植時期でもありました8月19日から31日までの13日間、夕立等の雨も全くなく心配されましたが、9月に入りましてから、9月1日から2日にかけて28ミリとまとまった雨が降り、農家にとりましても恵みの雨となったところであります。その後も好天が続き、作付当初、生育がおくれた水稲のほうも大分順調に生育が回復され、豊作が期待され、稲刈りも10日程度早まりそうであります。

東京電力の原発事故による放射能汚染につきましては、野生のキノコ、これはチタケだそうです、このチタケから一部2万ベクレルという高濃度のセシウムが検出されていますが、一般野菜等からは基準値以内ということであります。

また、米につきましても、さきの臨時議会後に説明しましたとおり、全袋の検査機器を専決処分で購入させていただきましたので、出荷時期に間に合うことになりました。出荷米でなく、出荷米というか抛出米ばかりでなく自家消費米、そして縁故米も含めて検査することになっておりますので、安心を担保できるものと思いますし、風評被害の払拭にも役に立つと思えます。どうぞ皆様方も安心の意味でも全袋の検査、自家消費米もということをお願いしたいと思います。

また、牧草地の除染作業や輸入乾草の供給の件につきましても、これは一般質問でありま

したので、そちらのほうでお答えをしてみたいと思います。

今議会に提案させていただきました平成23年度会計の決算につきましては、全会計が黒字決算となり、一般会計が3億315万6,573円、このうち繰越明許費繰越額が2億9,318万円、差し引きまして997万6,573円の実質収支額であります。特別会計は9つの会計で5,040万6,001円、一般会計、特別会計合わせまして6,042万2,574円を次年度に繰り越すことができました。この決算につきましては、去る8月28日、30日、31日、そして9月3日の4日間、監査委員の審査を受けたところであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく財政健全化を判断する比率につきましても、審査をいただきました。後ほど、代表監査委員からご報告がありますが、いずれの比率も国が定める早期健全化基準をクリアしている状況であります。議員皆様方のご協力に御礼を申し上げたいと思います。

さて、今定例会でご審議いただく議案につきましては、条例案件が5議案、決算認定案件が一般会計と8つの特別会計合わせまして9議案、補正予算が一般会計と8つの特別会計合わせまして9議案、その他の議案が3議案、合計26の議案を提案させていただきました。このほか、追加議案として人事案件3件の提案を予定しております。

提案しました議案につきましては十分ご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

10番 早川正博君 及び

11番 前田武久君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。

その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

[8 番 関根政雄君 登壇]

○ 8 番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る 9 月 11 日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については、本日から 9 月 26 日までの 7 日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○ 議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○ 議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から 9 月 26 日までの 7 日間と決定いたしました。

◎ 一般質問

○ 議長（前田三郎君） 日程第 3、一般質問を行います。

◇ 宗 田 雅 之 君

○ 議長（前田三郎君） 順番に発言を許します。

2 番、宗田雅之君。

[2 番 宗田雅之君 登壇]

○ 2 番（宗田雅之君） 平成 24 年第 5 回鮫川村議会定例会において、3 点について質問させていただきます。

まず 1 つ目、健康管理について。

原発事故から 1 年半が過ぎ、放射線量が少しずつ減少してきておりますが、子供を持つ親、家族にとって、この放射能にどのように対処すべきか、将来にわたり子供たちにどの程度の影響を及ぼすのかわからない中での生活は、心理的にも社会的にも経済的にも大変負担にな

っているのではないのでしょうか。また、風評被害とともに子供たちの差別の問題が出てくるのではないかと危惧されます。これらの諸問題を少しでも軽減させるためにも、以前にも質問したのですが、徹底した除染はもちろんでありますが、村民、特に影響を受けやすいと言われる子供、若い人たちの健康管理と検査、ホールボディカウンタによる内部被曝検査をしデータを管理することは重要かと思いますが、村長の所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の健康管理についてのご質問にお答えを申し上げます。

原子力災害による被害は、放射線量が低い本村においても生活環境に大きな影響を与え、深刻な状況下にあります。特に、議員のご質問のとおり、放射線による健康上の不安は途絶えることのないストレスと考えております。

原子力災害につきましては、福島復興再生特別措置法が平成24年3月30日に公布、施行され、その法律に基づきまして、原子力災害の被災者に十分寄り添って福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方針、福島復興再生基本方針が7月13日に定められました。その方針には、放射線による健康上の不安の解消、その他の安心して暮らすことができる生活環境のために、政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項としまして、被曝放射線量の推計や子供に対する甲状腺がんに関する検診などの健康管理調査を行い、県民が受診する検診結果の効果的な把握体制とデータベースを構築し県民の継続的な健康管理を実施するとされています。県では、県民健康管理調査を実施しているところです。

その1つに、基本調査として、原発事故後、空間線量が最も高かった時期、3月11日から7月17日における外部被曝線量の推計等を全県民対象に実施しています。しかし、当時の行動が明確でないことなどから、全体の回答率は22.9%にとどまり、県南地方は10%台と低いため、回収に協力を求めています。なお、県の評価では、疫学調査による100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響は確認されていないことから、4カ月間の積算実効線量推計値は放射線による健康影響があるとは考えにくいとしています。

2つ目に、健康診査として、将来にわたる健康増進につなぐことを目的に実施されていますが、鮫川村は避難区域等以外の県民とされ、特定健診や後期高齢者健診などの受診対象外の19歳から39歳の方が対象とされています。村では、規定の健診項目、身長、体重、腹囲、血圧、そして尿検査、血液検査、生化学、これらが規定の健診項目だそうです。これらに避

難区域と同じように赤血球数や白血球などの機能検査を追加し、住民健診に合わせて実施いたしました。対象者が807人だそうです。受診者が78人、受診率は9.6%、大変低いですね、9.6%だそうです。24年度も継続し、疾病の早期発見、早期治療のため、健康診査を実施し健康管理に努めてまいりたいと考えております。

3つ目に、ホールボディカウンタによる内部被曝検査として、昨年の6月から18歳以下の子供、妊婦を優先に、放射線量の高い地域から検査を実施しております。鮫川村の実施日の見通しが立たないため村単独で早期に対応すべく、ひらた中央病院への、このホールボディカウンタの機械が近場にはひらたしかないんですね、ひらたの中央病院の検査を委託検討しました。しかし、ひらたの中央病院で実施された川内村や富岡町等の検査結果の状況を尋ねたところ、内部被曝とされた方は見られなかったとお聞きしたことや、日程調整に困難を要したため見送ったところでもあります。特に、川内とか富岡町、高い地域であります、こんな線量の高い地域の子供たちでも内部被曝は確認されなかったと、そういったことでありますので、急なホールボディカウンタによる検査は見送ったということでもあります。

また、福島県の住民、ホールボディカウンタ測定の線量評価方針により、線量の高い地域から県民の内部被曝検査を実施していますので、単独で実施せずに県が行うホールボディカウンタ測定により内部被曝検査を実施することにいたしました。県に問い合わせたところ、本村の検査は来年1月から2月中に実施すると計画されているようでもありますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。なお、県の実施結果におきましても、幸い健康に及ぼすようなケースは現在のところ確認されていなかったと報告されております。

4つ目に、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被曝による小児の甲状腺がんがあります。県では、子供たちの健康を長期的に見守るために甲状腺超音波検査を実施しています。対象者は、18歳までの全県民を対象として、1回目の検査を23年10月から平成25年までに実施する計画で進んでいます。

本村の実施日程につきましては、まだ県から示されておりませんが、通知があり次第対応いたしますので、ご理解くださるようお願いいたします。

また、2回目以降は平成26年4月以降となりますが、二十歳まで2年ごとに、それ以降は5年ごとに継続して検査を実施し、長期的に見守るとされています。これは甲状腺がんです。この甲状腺超音波検査においては、のう胞または結節が約35%の人で発見されているようですが、それらの所見は臨床上多く見られる疫学的には調査研究はないとし、国等においても調査段階にあるということでもあります。村では、放射線による村民の不安や健康影響

を払拭するために、できる限り検査、調査等を適切に実施したいと考えております。また、その結果を随時管理し、長期的な健康管理に努めてまいりたいと考えております。

以上で、まず最初の健康管理についての答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 前向きなご発言ありがとうございます。

このホールボディカウンタ検査、これ私なぜ質問したかといいますと、これは差別の問題、これから往々にして出てくるのではないかと、やっぱり検査をやってデータをとることによって、きちんとしたデータを持っていることによって、そういうものにある程度は対処できるのではないかなと、そういう考えで一応質問はさせていただきました。

あと、あれですね、地方自治フォーラムで鮫川に来てくださった福大の元の助教授で清水先生の本に、一節にちょっとこういうこと書かっていたものですから、ちょっと読ませていただきます。福島県の人口200万人を考えてみますと、放射線レベルが全く高くなっておらず、今までどおりだとしても統計的に年間100人程度の小児がんが発生します。今後も同じ程度は発生すると思われる。しかし、現実にはバックグラウンドとなる放射能レベルが高くなってしまいました。これバックグラウンドというのは自然界の放射能です。これが高くなってしまいました。子供がたまたま小児がんだとわかったときに、親、家族はどう感じるでしょうか。放射線が原因で小児がんになったのか、それとも他の原因でなったのか、現在の医学では判別することはできません。両親は子供に対して申しわけないことをしたと思うかもしれませんし、または低線量被曝とがんは関係ないくらい確率は低いと言われたから、それは考えませんというのか、人それぞれ違うと思います。こういうくだりが入っていました。だから、私はこういう文章を読むことによってね、本当に親がね、自分の子供ががんになったときにどう判別するのかなという、痛切にこれは感じます。ほとんどは失敗したなという判断をするのではないかと、私は思っております。だからこそ、やっぱりこういう検査、甲状腺がん検査、ホールボディカウンタ検査、これは自治体としてもきちんとやる。そして、今の場所に住み続けることを決心した人たちにこたえるためにも、科学的な根拠に基づくカウンセリングと検査をし、できるだけ心配しないでその場所に生きていけるように協力することが住民サービスであり、ひいては定住化対策につながるのではないかと思います、村長のご意見をもう一度お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず今、宗田議員の議員の再質問であります、基本的にはこの低線

量での環境で果たして健康被害はどうかということにあらうかと思えます。

私は、今、特に心配されているのは、双葉郡のような線量の高い地域での子供たちの甲状腺がん、あの爆発当時、まずはそのスピーディーなデータが保証されていなかったために、浪江町とか飯舘の人たちが相当高いヨウ素を吸い込んだという事実があります。こういった地区の子供たちがこういった健康状態なのかというのを、とても関心を持って経緯を見ているところであります。ただ、鮫川村はそれと比べると、もうずっとこう安心していられるなということですが、まず一つに心配なのは、低線量で長時間の環境で生活した健康被害というのが、まだ立証されていないわけです。この辺、議員の質問にもありますように、徹底した除染を早くしなくてはならない。特に年間1ミリシーベルトを越すような地域を鮫川からなくそうと、そういう思いで今いろいろ対策を練っているところでありますので、その辺ご理解いただきたいと思えますし、また、健康管理は2月にはホールボディカウンタ内部被曝の検査は確認できますし、甲状腺がんも18歳までは県の指導で皆さん100%受けてもらうように努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今、18歳未満まで無料と言ったんですね。これは19歳ではないんでしょうか。場所によって、このひらた病院さんはわからないですけども、ここにこれ申し込み用紙、私持ってきたんですけども、内部被曝検診申込書、いわき、常磐病院です。これは19歳まで無料です。4歳から19歳まで。それちょっと確認してみたらいいと思えます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 正確な年齢は担当者よりお答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木真理子君） ただいまのご質問であります、19歳という表記なんですが、高校3年生までというふうな考え方になりますので、19歳に達している方もいらっしゃるということになります。3月31日末という取り扱いになります。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） わかりました。

一応、これは恐らく社団法人と医療法人では若干違うのかなと私は察するところがあるんです。金額的にも若干、有料の場合にも若干金額が違うと聞いております。だから、そうい

うところもちょっともろもろ調べてもらえれば、成年の方でね、成人式になった方も受けるという場合は参考にできるのではないかと考えております。

それでですね、このホールボディカウンタというのはやっぱり将来的に、こういう例があったらいいですよ。私も聞いた話で、これどこまで正確だかわからないんですけども、福島原発が爆発する前に、福島の子供らしいんですけども、山梨の方と結婚する結納を交わしたそうです。そして、福島原発後放射線が出て、それで断りの電話が来たと、そういう問題が実際のところ、これ私も聞き伝えの話だからどこまで信用性があつかわからないんですけども、そういう問題がもろもろやっぱりこれから噴出するのではないかと、そういうものもあるものですから、きちんと対応していただきたいと思います。

そしてまた、今新聞紙上で鮫川に焼却炉ができると、私のところにもいろいろな村民の方から不安視する声が聞こえてきました。それに対して私らは、そういうことはないですよと、それなりの徹底した対策はとると、そして監視をすると、そういう話はしておるわけなんですけれども、そういう焼却炉が出るわけですから、村民の不安にこたえるためにも、そういう放射線に対する検査はぜひともお願いいたしまして、1問目の質問といたします。

ありがとうございます。

2つ目に入ります。町なか対策について。

高齢化と担い手不足に伴い、年々空洞化していく町なか対策の一環として、村では閉店した店舗と駐車場を購入したのですが、この建物をどのように利活用しようとしているのか、考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の2つ目の町なか対策についての質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問の閉店した店舗の購入の件であります。この物件の購入につきましては、昨年の東日本大震災により被災し休館しております図書館の災害復旧工事を進めていく際の復旧内容の構想の中で、駐車場の広さが課題となりましたことから、当時閉店しておりました隣の店舗駐車場を一緒に活用させていただけないかなどの発想からのものであり、中央の塀を撤去し図書館の駐車場と一体的に利用していくという内容でありました。今回あわせて購入しました店舗につきましては、図書館の利用者はもちろん、周辺の方々にも喜ばれる施設

として活用していきたいと現在検討しているところでありますが、現在の新宿、道少田地区においては、徒歩圏の日用品の買い物場が消失し、生活の利便性が低下しております。いわゆる買い物弱者の対策として、取り組みの必要性にも迫られているのが現状であります。それらのことから、地域の買い物の場、地域のたまり場をあわせ持つような施設として活用していき、町なか再生の一つの方策として、ここを中心に周辺に明るさや活気が戻るようになればと考えております。

また、10月から宇都宮大学の守友先生のセミナーによる館山を中心とした集落の実態調査をお願いしているところであり、その結果なども参考にしていきたいと考えております。具体的な内容については、皆様の知恵をおかりしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解と皆様方のご提案、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） この問題は、町なか対策、広畑空洞化、これは私も夜ちょっと後から散歩して歩いているわけなんですけれども、本当に暗くなり、男の人ならそんなに大丈夫なのかだけでも、女の人ではちょっと暗くて歩けないのかなという感じなくらい、本当寂れてきたような状態です。ぜひともこの対策は早急にでも、産官民住、官学ですか、全部入れてすべての英知を出し合って、何が一番いいのか検討してもらって対策をぶってもらいたい。早急をお願いして、次に移ります。

3番目の公共の施設管理について。

村には多くの施設がありますが、これらの管理がどのようになっているのか、また古い施設も数多くありますが、今後どのように活用していくのかお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員、3点目の質問であります公共施設の管理についてのお答えを申し上げます。

村の公有財産については、決算書の財産に関する調書でお示ししておりますが、村では土地、建物について財産台帳を作成して管理しているところであります。

お尋ねの点は、公共施設内建築当初の使用目的を置いた比較的古い建物の管理についてのお尋ねではないかと思えます。

古い建物は幾つかございますが、昭和40年建築の旧母子健康センターは、現在農村体験交

流用の農具等の保管倉庫として利用しております。また、昭和47年建築の旧診療所は、役場の書類倉庫保管庫として利用しております。また、42年建築の旧鮫川保育所は、村内の民間事業者の倉庫として有料で貸し出しをしているところであります。

最近の施設利用変更においては、平成15年度の小学校統合により廃校利用が課題でありましたが、承知のとおり内閣府の地域再生計画の認定を受けまして、西野小学校はこどもセンターに、西山小学校は特老施設に、富田小学校は大豆保管施設に、幼稚園は農産物加工直売所に再利用を図るなどにより地域活性化対策を図り、ある程度の成果を見ているところであります。

公共施設は、役場庁舎を初め、教育施設、公営住宅団地、公民館、さざり荘、堆肥センターなどの、その他の施設の合計が78施設、消防施設においてはポンプの置き場、防火水槽が114施設など、多くの村有施設を有しております。今後とも、これらの施設が適切に管理されるよう努めてまいりたいと考えておりますので、議員、何か問題点がありましたらご指導いただきまして、改善させてまいりますので、以上で公共施設の管理についてのお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） そうですね、まず古い施設ですよ。特に私歩いていて感じるのが、もとの保育所ですよ。旧保育所の場所、あそこのフェンスとかなんかはもう倒れちゃって、倒れてこう斜めになったり、草はぼうぼうだし、いかにも廃墟化したのかなという感じはして見えます。あと、周りにも、私1週間ころ前ですかね、あそこ通ったときにパソコンの廃材ですか、使い古しが何かあったような気がするんですよ。だから、ああいう物をやっぱり1カ所に集約しておいたほうがいいのかな、置くんだらね。そして、やっぱりああいう建物ですから、公共の建物ですから、きちんと整理して、そういう廃棄物は廃棄物、あそこに大関さんの機械も置いてありますよね。だから、あれを別なところに置いてあそこで1カ所にこう集約するとか、そういう集約化というのが私は大事じゃないかな。見た目にも本当に、これ職員も住民も行って、見ていただければ、これは一目瞭然で、これでいいのかなっていう感じはするんじゃないかなと思います。あと、役場の前にある、あれがいつまでもあるんですけども、オオムラサキの施設ですね。あれは使わないんだったら、あれもああいうものもきちんと整理する。そういうもろもろのきめ細かなところが、ちょっと私が見に行っただけでちょっと違うのかな。あと一つ、母子センターの周辺。これも荷物を入れてあるそうなんですけれども、この周りの草刈りとかなんか、ちょっとこれはだれやっているのかなと私

よっと聞いたらば、ある一般の人が見ていらなくて、余り草ぼうぼうだから私刈りましたよと、そういう話が聞こえてきました。だからやっぱりそういう管理がちょっと抜けてのかな。そういう感じいたします。

それと、ほっとはうすの体験館、これもいろいろ諸問題はありますけれども、この利用促進、どうしたらあのまま、ああいうすばらしい建物が年間稼働率、私どのくらいだからちょっと、これ役場のほうでちょっとわかれば教えていただきたいんだけど、その稼働率、あの建物からずっと稼働率が少ないのではないかな。それが本当にあれだけの建物をいまいしうまく利用すれば、もっとすばらしい建物、利用価値のできる建物ができるのではないかなという思いがありまして、この問題を質問で挙げました。その問題に対して村長ひとつお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の再質問になりますが、まず、周辺環境の整備というのはとても大事なことだと思います。こういったことになかなか気が回らなくて、それぞれその担当課があるんですけども、この辺でどうも草刈りというのはなかなか見にくいんですね。指摘されると十分職員も気がつくんですけども、やはり年5回ぐらい刈らないと整然とした環境は維持できないんですね。その辺気をつけて、こういった施設の環境整備というのを進めてまいりたいと思います。早速あすからでも、環境整備には草刈り等をさせていただきます。

あと、ほっとはうすの件ですが、体験館のほうの利用が実は申し込みもあったんですね。長期的に、1カ月より鮫川村のこういった自然環境を体験したく移住先を決めたい。また、こういった環境の中で浸って老後を送ってみたい、そんな施設として体験館を利用させてくれないかという申し込みあるんですよ。その辺詳しく、ただ、ほっとはうすと体験館の利用が重なっているものですから、ほっとはうすの許可をとった後に泊まるんじゃないかと、体験館だけの利用だという申し出だったんですね。ですから、体験館を長期的にお貸ししてほっとはうすに不便かけないかなと、そういう思いで、体験館だけの利用の申し込みはありました。その辺検討させていただいて、これは東京の高齢者の団体だそうです。田舎暮らしをしたいが、何カ月か体験をして、それからその地域に私らが合っているのか、まず生活してどうなのかというのを体験しないとわかんないから、1年ほどそういった体験の場として利用させてくれないかという申し込みがありました。その辺上手に利用させていただいて、ほっとはうすの運営と体験館の運営あわせて、これから検討させていただき、あの地区の振興にも

つながればいいなと今考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 大変前向きな答弁をありがとうございます。

これも町なか対策、公共の施設の管理、こういう何かもあわせていろいろな利用価値なんかもやっていけば、すばらしい村づくりができるんじゃないかと思ひます。

以上、質問を終わります。ありがとうございます。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の定例議会におきまして、3点の一般質問をさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、第1点、学校給食における食育の充実についての質問であります。

本村の学校教育の食材は、地場産品を主として献立の内容や栄養バランスも充実し、全国でも高い評価を得ているということで認識をしております。さらに、食育は成長過程の体力の増進、学力向上、さらには人格形成には必要不可欠とされておりますが、さらに今後の食の安全と地場産品を使った楽しい給食の実施について現状と課題、さらには今後の計画について、教育長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の1番目のご質問にお答えいたします。

子供たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、食生活も多様化しております。不規則な食生活や偏食、食と農の結びつきを身近に感じる機会が減少し、食の大切さや農業に対する認識や関心の低下が懸念されております。味覚や嗜好が形成される成長期の子供たちにとって、学校給食は食を学び、生きる力と自己管理能力を身につける大切な機会であり、地元のすぐれた食材、食文化を子供たちに伝えていくことも学校給食の大切な役割であります。学校給食を通して食と農を結び、子供たちが本当の食の豊かさを実感しながら、郷土に誇りや愛着を持って成長することが、また安全で質の高い食材を生産する農家を守っていくことにつながると考えています。

給食センターでは、次の重点目標を定めております。

1つは、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、食材の放射性物質検査を実施し、安全性の確保を最優先としております。献立内容の充実を図り、バランスのとれた栄養豊かな給食づくり。衛生的で安全かつ安心して食べられる給食づくり。楽しく喜んで食べられる給食づくり。食習慣及び栄養指導の充実。食材生産への理解を深め、感謝の心を育てる教育活動を推進。ふるさとの食文化を伝え、郷土を愛する給食づくり。地元で生産される旬の食材を旬の季節に食べる旬菜旬食と、地産地消を推進しています。地場産品利用割合につきましては、平成22年度は村内産利用が35%でしたが、平成23年度は原発事故の影響により減少いたしました。地産地消を進めるためにも食材の放射性物質検査を実施し、安全性の確保に努めております。村内産の学校給食食材については、平成23年10月21日から村が放射性物質検査を行い、検査の結果、検出限界値以下の検出せずの、いわゆるNDの食材のみを「手・まめ・館」を通して購入いたしております。

24年4月1日から全国の基準が新たに定められ、放射性セシウムが一般食品で100ベクレル、牛乳が50ベクレル、飲料水が10ベクレルとなりましたが、検出限界値を2及び8の鮫川村独自の基準で実施いたしております。8月には福島県学校給食検査体制整備事業を活用し、給食センター内に検査機器を設置し、2学期の給食から調理済みの1食丸ごと検査を毎食実施いたしております。30分間の測定により児童、生徒が喫食する前の結果が出る体制で、検査の結果は連日検出限界値以下のNDとなっております。さらに、福島県が保健衛生協会に委託して実施している学校給食モニタリング事業により、ゲルマニウム半導体による検査を受け安全を確認しております。

なお、これらの結果につきましては、給食だより号外でお知らせいたしております。

今後は、引き続き放射性物質検査を実施し、安全性の確保を最優先にし、食に関する知識を身につけ、みずから望ましい食生活を実践しようとする食べる力、食や食にかかわる人への感謝の気持ちを持ち、物に対する感謝の心、旬の食材や伝統食や郷土食を知り伝承する気持ちが持てる郷土愛をはぐくむ食育を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 学校給食の献立の食材の放射性物質の厳正な検査、さらには地域の文化伝統食もあわせて、楽しいといえますか、子供たちが食育で地域性を学ぶということのご説明であります。

実は、私ども議員にも毎年このような「鮫川の教育」が7月ごろですか、配られて、この

中には教育委員会のすべての計画がこう示されております。この中で、健康教育の推進という項目があります。23年度はこの中で、食の安全と地場産品を使った楽しい給食の実施という項目が挙げられておりました。今年度のこの行動計画の中には、この項目が削除されております。この要因は何なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 削除ということではございませんで、むしろ積極的に進めようとしていることではございます。給食センターのほうの重点の中にこう入れてあると思っておりますので、そういう点で全体のバランスを考えてのことではございます。

なお、ついでに申し上げますと、食と、それから農家の結びつき、これは大変例年実施して評価を、農家の方々からも喜ばれているし子供たちからも喜ばれているのは、生産者の方が給食のときにおいでになって、実際つくったものを一緒に食べてお話を、交流し合うというようなことで、これらはなお一層継続、発展させていきたいと考えております。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） ご努力をされている状況、確認をさせていただきました。

さらに、子供たちの給食の残食の状況、それと、当然子供たちの中には好き嫌いがあります。こういった解消策、どのように学校給食の中で工夫をされているのか、わかっている範囲でご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 残菜、残食といいますけれども、これらについては、おかげさまで本村では他町村に比べて非常に少ないということで、これは喜んでおります。これは決して昔からではなくて、例えば今から三、四年前だったと思っておりますが、豆を、大豆を出しましたところ、大変不評だったという報告を受けておまして、それ以来、栄養士さん、それからセンターの方々も努力を重ねて本当においしく食べられるものにと。それから一方では、知識として大豆の大切さ、大豆、野菜の大切さについてティーチングするというので、単なるよい結果が得られているのではなくて、本当にこう努力の結果だと、私はこう思っております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 教育長のほうから、大豆の料理がなかなか子供に受け入れられていない状況でありますけれども、めげずに栄養士さん工夫されているのもお見受けをいたします。

村は、まめで達者な村づくり、大豆とエゴマを奨励して高齢者の生きがいに寄与しているとともに、伝統食、さらには健康づくりの県の中でも、全国の中でも先進地だということで視察にも訪れておりますが、この豆とエゴマ、特にエゴマは子供たちになかなか受け入れられない状況と耳にしておりますけれども、豆のその栄養素、それからエゴマの栄養素、これはもう皆様ご周知のとおり、健康づくりには最適たるものであります。こういったものをさらに活用する、そしてまた、嫌いといえど工夫によっては子供たちに受け入れられる。エゴマもなかなかない、土食っているみでだっていう子供がいます、デロミでだって。しかしながら、その香ばしさと、それをどうやって工夫して子供たちに食として、健康づくりとして、伝統食として理解を得るかということをもさらに推し進めていただくことを教育長にお話をさせていただいて、食育のための学校給食、さらに充実していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目ではありますが、放射能汚染対策の粗飼料安定供給事業の現状についての質問であります。

畜産農家の飼料確保の困難性に対処するための基金を設置して、飼料の、干し草の購入ですね、飼料の購入と廃棄を実施しております。これは、畜産農家を支援している施策であります。その現状、あと基金の残額の状況、今後の課題は一体何なのか。さらに、今後の支援策の方針ですね、計画。さらに、報道はされておりますけれども、東京電力からの損害賠償請求の状況ですね。これについてあわせて村長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の2つ目の質問であります畜産農家への粗飼料安定供給事業についての質問にお答えをさせていただきます。

本年4月1日から、放射能の国の食品暫定規制値の変更に伴いすべての牛について100ベクレル以下の粗飼料給餌が義務づけられたところであります。本村の平成23年度のモニタリング検査結果からも明らかに基準値を上回るため、現在永年牧草など、利用自粛が継続されております。ちなみに、昨年度の乾燥牧草からのセシウムの量は、大体2,000ベクレルからまちなそうです。ですから、相当基準値より高いということであります。

本村の農業は畜産が主力産業でありますから、こうした緊急事態を踏まえまして、3月の

議会で議員皆様のご理解をいただき基金を設置して、いち早く輸入牧草を確保し農家に提供しているところであります。9月13日までの畜産農家150戸に対し、延べ26日間にわたり1,400トンの乾草を配布いたしました。行政としてこうした提供は全国で初めての試みであります。本村では毎月乾草代を東京電力に補償請求してまいりました。なかなか入金にならないため心配しておりましたが、9月に入りまして東京電力から4月分、5月分、6月分、この3カ月分の牧草代金3,854万3,963円が入金となりました。3,854万3,000円であります。東京電力では、今後も村の請求を逐次精査をして支払いすることで進めていくという回答を得たところであります。1億円の基金のうち、現在の残高はこのたびの東京電力からの入金で、残高が5,947万5,000円となっております。村では、早期の除染事業なども行っておりますが、除染して県の検査を受けてクリアしないと供給できないので、乾草の供給事業はしばらく続ける必要があると思っておりますが、供給量については、わらの給餌、そしてデントコーンの給餌も可能となってきましたので、農家の状況を把握しながら供給していきたいと思っております。これから、今までは毎月7キロ供給しました。ですが、こういったそのわらとかデントコーンが食べさせられるようになりましたので、これから先は毎月農家に伺います。何キロ必要ですかということで、個々になると思っております。恐らく最高の供給量が7キロです。あと、今ほど農家の調べでは4キロでも間に合うという農家も出そうです。ですから、各戸に合わせて、ちょっとやっかいです。7キロずつ配っちゃえば楽なんですけれども、これも無駄な金を使うということで、必要の量だけ確保するように往復はがきで毎月の必要量を農家に伺いしてから配達するというので今指導しております。この事業は、農家の補償請求を村が代行して行っているものでありますから、現物にかかわる請求のみならず、これらにかかわります職員の人件費などもかかっています。今後は、こうした職員の人件費も原発被害補償として東京電力に請求してまいりたいと思っております。

以上をもちまして、議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 再質問はいたしません。

さらに、東電の請求、強い意志で基金の創設をした以上、回収といたしますか、すべくご努力をしていただきたいと思いますと思っております。

続いて、3点目の質問であります。

有機の里づくりの今後の推進策についてであります。

第1次産業である農業の振興策として計画されたバイオマスヴィレッジ構想、これはこの

構想の核となるべく豊かな土づくりセンターが、このたび待望の施設であります。完成をいたしました。この施設の今後のさらに有効活用するために、活用について次の各点について考えをお伺いをいたします。

第1点目、堆肥センターの今後の運営、生産計画と課題は何か。第2点目、堆肥の原料となる落ち葉、家畜の堆肥等々の線量軽減策の現状と今後の方向性はどうか。第3点目、敷地内にこのたび建設が終わりましたが、大学の研究棟、この研究棟での取り組み状況と今後の計画。また、研究をしていくことによって予想される研究成果は一体何なのか。最後の4点目、新規就農者の支援、さらには農業の担い手育成をどのようにお考えなのか。以上4点、ご質問をいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の有機の里づくりについてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、この施設は平成21年度から進めてまいりましたが、震災の影響により工事を延期することで繰越事業の手続きをとり、ことし4月まで施設の完成がおくれておりました。施設整備などにかかわる県の検査は終了しましたが、この施設は産業廃棄物処理法にかかわる施設のため、今、産業廃棄物処分業許可が必要となっております。その手続きを県に申請して、現在申請中であります。この処分業の許可がおり次第、稼働が可能となります。

堆肥センターの今後の運営は、生産計画等課題についてであります。堆肥センターの運営は鮫川村農産物加工直売所「手・まめ・館」運営協議会に委託し、3名の職員が薪ステーション作業や堆肥センター開設準備作業を今進めております。センターにはさまざまな設備機械が整備されましたので、機械の操作や関連資材の手配、搬入等を行っているところであります。

堆肥の生産に当たっては、今年度中は約200トンの生産を目標に、落ち葉は22年に加工したものが使用できます。また、県の検査により流通可能となった家畜堆肥、ことし生産されるもみ殻の加工などを検討中であります。ただ、和牛の堆肥からは恐らく400ベクレルを越す線量が確認されますので、和牛はしばらく使えないのではないかと思います。乳用牛は鮫川にはたくさんおります。200頭を超える乳牛がいますから、差し当たりこういった施設のお手伝いをしながら、堆肥生産に取り組んでまいりたいと思います。

次に、落ち葉、堆肥の線量軽減策であります、さきに福寿という会社の手法で微生物による低減化実験をしております。結果は、約1万2,000ベクレルあったんですね、1万2,000ベクレルの落ち葉が3,000ベクレルまで下がっておりますが、その後、この3,000ベクレルからは下がらないのが実情であります。また、一定程度線量が下がった落ち葉の作物に対する影響などを実験しては行いましたが、なお県における線量検査も行って状況を見ていきたいと思っております。この3,000ベクレルでは何ともしようがない。堆肥は400ベクレル以下になんないと利用できません。こういったことで、これは何にもならなかったという、そういうとらえ方でいいと思っております。

次に、大学連携試験研究施設での取り組みについてであります、ことしも東京農業大学生が館山ビオトープ作成、キクイモによる土壌調査、水田づくり、「手・まめ・館」景観整備などを大学の授業として行って、施設の作業や休憩などに利用をしております。また、農大と堆肥センターの良質堆肥を使った作物の実証実験も行う予定をしております。これらの成果報告は昨年同様、年度末に行われるものと思っております。また、農作物に係る放射能の影響については、東京大学の教授と学生が昨年に引き続きまして、その対策についての研究を行っております。成果を発表していただくことになっておりますので、お知らせをしておきます。今後とも施設の有効利用を図りながら、大学との連携を深め、本村農林業の振興と交流による活性化を図ってまいりたいと思っております。

新規就農者の支援と担い手育成策についてのご質問ですが、最近は新規就農の支援についての問い合わせはありません。休業中の農事組合法人に、新たな担い手の参加による組合再開支援についての相談がありました。現在、関係機関と協議中であります。国では、新規就農者に対する給付金や資金などの制度化をしておりますので、広報などでPRして希望者があれば新規就農者の支援をしていきたいと考えております。

以上で、関根議員の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 今、堆肥センターにおいては産業廃棄物の許可を申請中であって、200トンの堆肥を生産できるというお答えであります。

うちの堆肥センター建設に当たっては、茂木の堆肥センターを多分何度も視察をされていたかと思いますが、この200トンという堆肥の量が我が村の有機の里づくりが必要とする堆肥の量なのか、多いのか少ないのか。それともう一つは、茂木の堆肥センターのように村外向けに販売等々をする計画なのか。意外と堆肥って思ったより売れないという話も聞くんで

すけれども、それとまた、「手・まめ・館」の耕作者、村内の農業者に堆肥を供給したものに認定証をつけて、そしてブランド化をしようとするのか。その辺の堆肥の活用、それから需要と供給のバランスはどのようになっているのか。ご質問をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の再質問であります。まず今年度中の堆肥の生産が200トンということであります。今年度としているのは、恐らく許可がおりてくるのが10月に入るだろうという予定をしております。それで、あともみ殻と22年度の木の葉を考えて200トンの生産ということ。恐らくこれから先、この10倍、2,000トンは生産できるのではないかと考えております。できますれば、この2,000トンの堆肥はすべて村内の農家に配布して利用していただきたいと考えておりますし、もちろん村内農家で余ったときには村外の利用者も募って生産活動をしていきたいと思っております。ただ、ちょっと心配なのが、副資材の量がことしの24年の木の葉がどうなのか。あと24年のもみ殻、あるいは稲わらがどれほど確保できるか。この辺も計画していかないと、副資材の今不足が一番こう心配されている課題であります。早く木の葉がもとの線量に戻ってくればいいなという思いであります。これが一番心配な種でありますから、この木の葉の利用の仕方によっては、2,000トンが大きく変動があるかと思えます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） この②番の堆肥の原料の落ち葉、それから堆肥ですね、あと去年の落ち葉のベクレル数が高いということで、今仮置き場に多分保管してあるかと思えます。新聞報道でも報道されましたけれども、環境省の直轄ということで焼却施設をとという話が出ておりますが、除染このものをどんどんと進めない限り、うちの村の、この堆肥センターの円滑な稼働は多分できないと思っております。この落ち葉、家畜の先ほど村長が言った和牛のベクレル数が高いということで、これは焼却するのかどうなのか。また、そのまま保管して中間貯蔵施設に決まったらば移行するのかというところではありますが、この環境省が我が村に設置しようとする焼却施設の安全性ですね、これについてどのように村として求めていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今ほどお話ししましたように、その乳用牛の場合には与えている飼料のベクレル数が300ベクレル以下だったんですね、昨年まで。もちろんことしの4月1日から100ベクレルになりました。ですから、300ベクレル以下の昨年から食べらせている、

昨年の4月1日からです。この基準値の堆肥は十分利用できる。ただ、和牛の場合には3,000ベクレルだったんですね。ですから、今の堆肥はほとんどその3,000ベクレルに近いセシウムの量だと思います。こういったのは、ただよそに売ることだったり、差し上げることはできないけれども、3,000ベクレルぐらいまでは自家用に使うのは土壤に還元しても、これは土壤にセシウムをばらまくのではなくて、土壤改良につながる、こちらのほうがメリットが高いそうです。ですから、3,000ベクレルぐらいまでの堆肥は自家消費してもいい。ただ、よそ様に分けちゃだめだ。そういう県南農林事務の指導で今考えております。ただ、8,000ベクレルを超している堆肥があります。これは、自家消費もできない。自分でも利用できない。これは、国の指導で移動しなくちゃならない。こういった堆肥が鮫川村には2カ所ございます。この堆肥を処分しなくてはならない。こういったことで、県の焼却施設を待っているのは、いつも中間置き場ですね、これがなかなかできない。こういったことで、早目に鮫川村の環境よくすんのはということ、いろいろその模索したところ、環境省のお手伝いが、実はこの焼却炉のモデル事業が、お話しになったのは3月に環境省が鮫川村でこの畜産の乾草牧草の無料給付を始めた、どういうことなのかというお尋ねに来たんですね。環境省の役人が2人です。あと、農林水産省の畜産部の畜産生産課というところですか、この役人が2人。あと東北農政局から1人、県南農林事務所から1人、あと県の役人がご案内で1人来た。7人ぐらいで来た、ご一行様。それも何のアポもなくに突然来たんですね。そして、何ではと思ったらば、簡単に言うと、行政がそういうことやっていいのかという指導なんですね。

ですが、鮫川村の基幹産業を守るためには、私はこれしようがない。これをやんなくちゃ鮫川で畜産経営はできないんだという事情を話したんですよ。それで、今の昨年の乾燥したとった牧草のベクレル数はほとんどが2,000ベクレルぐらいある。そして、この2,000ベクレルある乾草、ホールしたやつね。ラッピングをホールしたやつが多い人では、例えば名前言って何ですけども、沢口さんあたりは600個も持っていたんですね。1個の重さが300キロから500キロあるんですよ。そうすると1軒で200トン近くあるわけですね。こういったのを県の仮置き場ができればいいんですけども、できないうちは鮫川で保管しなくちゃならない。いろいろその畜産経営にも、景観にも影響します。こういったことで大変困っているというお話ししました。そんなときに、環境省が、いや、その事情はわかったと、えさの無料給付はいろいろ鮫川が独自に考えてやったことでしょうし、皆さんの、これは県内の町村長にも伺いを立てました。あの2月3日に放送になったときに、いち早くその東白養畜農業協

同組合、ここには連絡しました。そこで集まりを2月の半ばごろに持ってもらいました。このときには、4町村の農林課の職員、畜産関係の職員、あともちろん養畜の会場を借りましたから養畜の職員、あとこのえさの配布にはJA東西しらかわの協力が必要だと思って、JA東西しらかわの職員も参加してもらいました。こういった中で協議したところ、それぞれの町村ではめいめい、こう東白一緒にやるということとはできない。一番簡単なのは養畜にお願いすればいいんだということで、養畜に伺い立てましたところ、人もいない金もない。ですから、養畜ではこういった事業はできない。あとそれぞれの町村はそれぞれの思いがあって参加はできないということがありましたものですから、この乾燥牧草を調達するには40日ぐらいかかるんですね、申し込んでから。そういったことで、2月の半ばまでは村の方針を決めなくてはならない。こうしたことで、村の職員との会合を持って、いやしようがない、じゃ村は鮫川村の畜産農家を守るためにも単独でもやらざるを得ない、こういったことで相談をしましたこの事業になったわけです。

こういった事業を果たして行政がやっているのかどうか。こういった指導に来たあの環境省の役人、そして農林水産省の畜産振興係の役人が、そんな村に何かお手伝いできればいいですね、何だと思ったら、まずこういった除染した線量の高い飼料、堆肥、稲わら、こういったところのまず除染が必要だし、処理が必要だ。早く県のほうで中間置き場見つけりゃいいんだけど、なかなか見つかんねようだから、鮫川でも容易でないつつたらば、そんでは環境省で今計画しておりますモデル事業があるんですよ。この事業を持ち帰って検討させていただきます。年間2億かかります。2年間で鮫川の推定600トンお話ししていたんですよ。そうしたら、乾燥牧草関係で200トン、堆肥とか稲わらと木の葉等で200トン、あと議員も承知のとおり村には150個ぐらいの0.23を超えている線量の地区があるんですね。この空間線量0.23を超えている地区は、年間の積算線量が1ミリシーベルトを越す地域だ。この地域は除染しなくちゃならない。こういったことを考えると、この除染というのは鮫川村大体みんな林に囲まれている、木に囲まれているんです。この木を伐採しなくちゃならない。県の指導では10メートル、屋敷周り、20メートルか、20メートルだそうですけれども、鮫川それはひでえ話だと思って10メートルでいいがっぺということで、家の屋敷の周り10メートル伐採すれば98%は遮断される。そういったことで、10メートルを計画しています。

こういったときに発生する樹木の燃やさなくちゃならない量が200トンあっぺと。こういったことで600トンを計算しましたところ、お願いしたところ、2年間厚生省の全額モデル事業として考えてみましょうということになったんですよね。そんで、これは3月23日に来た

んですよ。そのときに、ただその今の日本の政治は政治家主導で官僚主導で、あれあんなやろう何言ってるんだ、ろくな約束できねえべと思ったんですけれども、せつかくああいういい話をしてもらったんですから、私はこれは期待すべきだと思って、次の日に県南の振興局長さんに電話しました。きのう、こういったことで国のほうから畜産のえさの給付についての指導に来たんだと、そのときに、帰りに村に環境省の10分の10の補助で焼却炉の施設をつくらせてもらってもいいなって、そういう話していったんだから、これはチャンスだから、振興局長、鮫川村ではもう村民にみんな教えちゃったと、できたようなもんだって、そういう期待感を持ってっから県のほうに言って、環境省にどんどん鮫川ではいつつくってくれるんだって催促してくれって、こういったそのバックアップしてくれってお願いしました。

だから、こういったのが功を奏したんですかね。1カ月後に何とか内諾得ましたという係員が4月、3月23日に来た役人の人たちが4月24日にまた再度鮫川村に訪れていただきました。それで、内諾もらったから正確なその焼却物質とか、いろいろその計画的な場所は見たいんだとかって来たんですね。その場所もまだ決まんねがったのね、鮫川でね。場所は見せるわけにいかなくて、いろいろこう本当にこういろいろ困ってました。ああいったところに救いの手があらわれまして、1カ月後に、また再度5月20日ごろでしたか、来ていただいて現場を、焼却炉を設置する現地もこう何というんですか、検討させていただいて、この土地ならいいでしょうということになって設置が決まったという経過であります。

そして、その焼却炉が果たしてどの程度のその安全性があるのかというお話だと思いますが、私もセシウムをバグフィルターで取り込んで、煙からは全然この外気には出さない、そういう焼却炉なそうです。こういったのを、これは環境省のあくまでも資料なんですけれども、大熊町と、あとは飯舘ですね、ここで実験やっているんですね。このときは、あの辺の焼却物質は全部高いんですね。4万5,000から70万あったんですよ。この4万5,000から70万ベクレルの燃料を焼却物を燃やして排ガスのベクレルをはかったところ、1.4ベクレルぐらいだったんですね、1.4。ですから、ほとんどのものが、98.8%がこのバグフィルターでもって外部に出ることはない。これ大熊の実験ですし、あと飯舘の実験が、2万4,000ベクレルから9万1,000ベクレルのものを燃やしたときに、外気に出たバグフィルターを通過した煙のベクレル数は1.3だそうです。こういった資料を提出されたものですから、これは安心だと、厚生省のこの資料しか私はわかんないもんですから、これを信用して、じゃ安全な施設で鮫川村の安全、除染をしないと線量は下がらない、除染しなければいつまでもこの今の空間線量のままで20年、30年いるわけです。こういったことを考えたときに、早目に除染

をして早目にそれは焼却して、前の村に戻さなければならないなど、そういう思いで今焼却炉の建設に踏み切ったということであります。

もちろん、このまま環境省のこの焼却炉を信用しているわけじゃなくて、あの前には、今場所は皆さんご承知のとおり、これマスコミにはもう皆さんも協力していただきたいと思いますが、まだお知らせはしていません。鮫川村のある箇所だということで、余りその地域の人を刺激したくないものですから、お願いしていますが、ようやくあの地域の人も承諾してくれました。いろいろ何カ所も何カ所もこう検討して、最後にこう行き着いたのがあの地区ですから、あの場所で燃やすようになって何かモニタリングポストが1カ所あるんですね、近くに。ですが、あの焼却施設の入り口あたりにももう1カ所つけて、常時その燃焼しながら、そして空間線量を確認しながら、この事業は2年間で終わるそうです。1年に300トンの焼却能力のある炉がつかます。ですから、今計算されるのは600トンですから、2年間で鮫川の線量の高い物質の除染は終わります。

ただ、これから先、その除染、焼却炉ができた時点であの線量の高い地区は石井草、遠ヶ竜、あとは唐露のほう、葉貫のほう、青生野地区、この地区なんですけれども、0.23を超えている地区。この地区の皆さんがどのぐらいその屋敷周りを切ってくれて要望があんだか。私は十分ですって思っているんですけれども、これがえらい心配している人は恐らく国の基準どおり20メートル切れって言われれば、これも全部国の支援でできますから、切らざるを得ないのではないかと思います。ですから、まだまだ焼却物質はふえるかとは思いますが、今のところ予定されているのが600トンということでご理解いただければと思います。

あと、安全性は今ほど申し上げましたように、大熊町と飯館の実験した焼却炉のデータでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） この問題は、まさに慎重にかからないとならないと思っております。まして、報道機会の提供もそうですし、新聞の一面に出て、また翌日はNHKのテレビでも報道されましたが、あれ見た方がどのように、県民が、視聴者が受けとめたかは定かではありません。そしてまた、今いろんな情報が学者によって、危険だという人と安全だという人があって、我々一体何を信じていいかわからない状況にあります。

さらに、この今、村長が答弁にあったバグフィルターという、そのフィルターそのものの信憑性というか、これで完全に放射性物質とれるのかという学者もいるのも事実でございます。

す。この問題に対しては慎重にかかりながら、村としても設置する機械の性能等々、検証、この新聞記事によると焼却実験となっているから、実験をされたではたまったものでない、後で実は漏れていたなんていうことではならないということで、慎重にやっぱり安全性を求めながら設置に向ける。そしてまた、飯舘村では炭化するというか、燃やさない方法でヒマワリを減量化しているという、そういう実験も始まったようであります。こういったものもありますので、アンテナを高くしていただいて、慎重にかかりながら村の除染、そしてまた、畜産農家の支援策をしていかなければならないということで、慎重にお取り計らいいただきたい。また、環境省にもそれなりの安全性の追求、これを徹底してやっていかないと実験台で終わったではだめだと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

さて、最後の再質問をいたします。担い手育成であります。

うちの村の農業の振興策が、ほぼ大楽村政の中で形となってきました。「手・まめ・館」もそうですし、土づくりセンターもほぼ決まりました。問題は、ここでの原発事故で大変苦しんでおりますけれども、骨格が箱物もほぼ決まりました。

そこで、一番考慮しなくてはならないのは、農業従事者がどんどんと高齢化していくと、しかしながら、こういった施設はまだまだこれから有効活用して残さなくてはならない施設でありますので、こういった中で、新たな農業従事者、村長の答弁にもありましたけれども、県とも連携をしながら、大学とも連携をしながらということであります。新たな農業の担い手を育成、人づくりですね、これを今度シフトを変えて力を入れていかない限りは、この施設の有効活用はないと思っております。

1つは、村で既に農業をおやりになっている農家の方々の知恵、それから、認定農業者の方々のそういった技術、それともう一つは、大学との連携の研究ですね。それにプラスして、若い人のやる気と、元気があるやる気を持っている方々の工房、そして村内外、村内ももちろんのこと、村内外にも情報発信して新たな、例えば農業、鮫川村流の農業者の軸、こういったものを既にもう人づくりのための情報発信をして、堆肥センターを核として大学の力をかりながらやっていく時期になっています。村長のそういったその担い手育成、お年寄りの方々の高齢者への支援、これは他町村にない支援策は我々も認めております。今後大事なのは若い人をどう村で育てるか。青少年とあわせて若い人の産業振興をどのように携わってもらえるか。それが一番大事な将来の村のかぎだと思っておりますが、村長のご決意、お聞かせいただいて一般質問を終わりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の後継者育成の村の考え方ですが、私は先日、修明高等学校鮫川校の生徒募集停止だっというお話し合いに行ってきました。これは、皆さん承知のとおり、定員が40名の、これ定員40名っていうのは定員40名だから半分切っちゃうんだから、30名にしたらいがっぺって、そういうこと言ったらば、国の基準値だそうです。1学級40名っていうのは、これは曲げられないそうです。この40名でいつも過半数に満たない、2年間そうだったうんですね。18人と19名でした。3年間、過半数に満たないと募集停止だということで、来年度、25年度の入学生が20人を切った場合には26年度から募集停止。ということは、3年後には廃校ということになります。これは曲げられないそうです。ですから、鮫川村にとって、これまた一大事であります。

まず差し当たり、25年度の生徒募集をいかにやるか。これにかかっていると思います。ですから、25年度に20人集まんねがったから、この先、いやこういう時代になんで廃校なんていうこと、そういう小言は25年度の20人満たなかった場合にとっておくと思っております。

ですが、差し当たりそんな頭下げるよりは、25年度の生徒が21名になればいいんです。これをいかにするか。これが、鮫川村、私は鮫川村は農業しかないと思います。農業しかない村、この修明高の鮫川校というのは、とてもこの農業後継者には重要な役割しているんじゃないかと思います。この高校をいかに存続させるか。これが鮫川の将来にかかっているんです。大げさにいうと私はそういうとらえ方をしています。ここで、議員の皆さん方に早い時期にお願いしたいなと思っております。今、鮫中のことしの卒業生は34名だそうです。34名の生徒の中で、修明高鮫川校を応募する予定の人は1名だそうです。1人だそうです。鮫川村は今、皆さんこれもご承知のとおり、年間60万高校に支援しています。これは、高等学校県立校に何で鮫川村が支援するんだって、そういう小言もおっしゃる方もおりますが、こういったことで、とても村にとりましては大事な後継者の育成機関だと思っております。

こういった中で、このときに34名の子供たちがどうして嫌うのかというと、やはりその都会に行って大きな人数の中でレベルの高い子供たちと、仲間と一緒にこう幾らかでも学力向上を目指すんですね。そうじゃなくて、鮫川でも十分私はできると思うんですよ。鮫川高校は幸いにも普通校です。この学校でも、さらに切磋琢磨してりゃ必ずもう学力は向上につながると思います。こういったことをいかに今の子供に伝えるか。何で棚倉に、白河に行かなくちゃならないの。鮫川でもっとしっかりできないの。鮫川で、もちろん鮫高の分校の先生、今は分校って言わねのか、鮫川校っていうんですね。鮫川校の先生にもお願いして、4年制大学にも過去には行っています。過去には4年制大学、公立にも行っています。公立の学校

にも行っている、国立にも行っているんですね。ですから、4年、5年前ですか。こういった子供もいるわけですから、先生方がしっかり学力向上に力を注いでくれば、私はまだまだ鮫川校の応募する子供たちもふえると思うんですよね。ここで、皆さんにお願いしたいのは、43名、議員さん12名います。ランダムでいいです、ランダムで抽せんでもいいです、引いて2人ですね。一人2名ずつ、それぞれ家庭訪問していただき鮫川校の必要性を訴えて、どうして鮫川校で悪いのか、鮫川校、私は3年後には東京農大に推薦枠を2名ぐらい、トップクラスの子供をぜひ試験なしで推薦入学でとってくんねがって、そういう交渉もこれからさせていただく考えています。3年後には、あんたら中から優秀な子供さん2人は試験なしでも東京農大に入れんだぞ、村の推薦で。こういう枠もある。そして、村に戻って百姓やれば借りた金、奨学金も5万円で、年間それこそ60万借りて4年間で240万、返すことないんだよという、こういう制度が今の中学生わかんのかね。村の姿勢、わかんないと思うんですよ。こういったのを皆さんに、村は一生懸命後継者育成で、鮫川村は農業しかないんだよ。工業高と言ったって、もう棚倉、白河のほうにたくさん工場あつけど、鮫川まで来てやる必要ない。いろいろその工場にも、閉鎖しました泰斗の社長、どうして白河に行ったんだと聞いたとき、人が集まんね、鮫川で工場やっても、今工場の会社の機械は相当精密な機械があるそうです。この精密な機械をこなせる職員がいねんだ、だから白河に行ったんだ。ひかりばかりではないそうです。職員が集まらないから白河に出たんだと。工業高等学校ではだめだと、今は大学出ている社員がいないと、今の機械は動かせないんだと、そういう思いを聞かされました。

こういったときに、鮫川村はよし、ほんな工業なんて当てにしないで、農業で立村できる、自立できる、そんな村づくりが鮫川に課せられた大きな課題だなってつくづく思いました。議員のおっしゃるとおり、農業後継者育成問題もその辺から、中学生から始まんなければならぬかと思えます。こういったことで、ぜひ議員1人、2人、それぞれ家庭訪問していただき、10人も見つけてもらおうと、あと10人ぐらいは郡外から来ていただけるのかと思えます。ことしの2年生、3年生は鮫川出身者が、今の1年生は4人かな、2年生が2名かな、要するに19人中、18人中、そんな中ですから、15人以上が他町村から来ております。ですから、村でせめて半分ぐらい、60万も出しているんだから半分ぐらいは入ってもらわないかという思いを、ぜひ村民、中学生の34名の皆さんに伝えていただければ、方針を変えてくれるものではないかと思えます。

そして、農業のすばらしさも訴えて、食料をつくっている皆さんが、もっとその楽な暮ら

しになればいいんですけれども、これはいろいろ村が支援して頑張ってもらおうと、また農業も一味違った経営もできると思います。そういったことで、お答えとさせていただきます。長くなりました。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） この鮫川の教育の中にも、そういったものが反映される、中学生であれば、高校まで入っているかどうかなんですけれども、そういったそのうちの村の教育理念、そこにやっぱり農業の大切さを訴えていきながら、若い人たちを育てるというのは喫緊の課題でありますし、村の宝であります。今後とも担い手育成、若者育成に力を注いでいただくことを話をして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（前田三郎君） ここで11時45分まで休憩します。

（午前11時38分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時45分）

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今定例議会におきまして、2点について村長及び教育長にお伺いをいたします。

まず1点でございますが、当該年度事業の進捗状況と、その課題についてでございます。

東日本大震災から1年半が過ぎ、被災各地において徐々にではありますが、復興への足音が聞こえてまいりました。しかしながら、中間貯蔵施設も進まない中、課題を残す状況下でもあります。本村の事業においても、原発事故による被害の補償と事業に傾注しておりますが、今年度の事業のうち、次の点について進捗状況と取り組む課題についてをお伺いいたします。

1つ、牧草の無償配付後の対応と、自家用飼料の確保について。2つ目、堆肥センター稼働見直しについて。3つ目に、住宅の除染状況について。4つ目に、アンテナショップの売り上げ状況について。

以上、この4点を中心に村長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員のご質問、当該年度事業の進捗状況と課題についての質問にお答えを申し上げます。

まず、最初の1点目の牧草の無料配付後の対応と自家用飼料の確保についてのご質問にお答えを申し上げます。

乾燥牧草については、村が畜産農家にかわりまして東電に対して補償請求を行って、便宜を図っているところであります。その状況については、8番、関根政雄議員に対する答弁のとおりであります。

自家用飼料の確保については、デントコーンや稲わらは給餌可能となっておりますが、牧草については県の検査を受けないと給餌できない状況が続いておりますので、早期更新の推進と検査を継続しながら進めていきたいと考えております。

次に、2点目の堆肥センター稼働の見通しについてであります。この件についても、先ほど8番、関根議員の質問に対する答弁のとおりであります。現在いろいろと準備中で、産業廃棄物処分業許可を待っているところであります。今年度末には生産開始できるよう、事務、現場双方で検討を重ねているところであります。

次に、3点目の住宅の除染状況についてであります。村では文部科学省の航空機モニタリング結果と、村が実施しました環境放射線モニタリングをもとに、空間線量率が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を字単位に除染対象地域として指定し、除染の方針、目標、方法などを定めました鮫川村除染実施計画を作成しました。除染対象地域は、大字青生野と大字石井草の全域、大字赤坂東野の遠ヶ竜を中心とした一部、大字渡瀬の関口、大字富田の楢木田と降田、大字赤坂西野の見渡と蕨平、大字西山の折戸が対象地域で、対象区域の除染戸数は170戸程度と見込んでおります。平成24年度の除染は、大字青生野の十日塚地区を中心とした住宅23戸を予定しております。この除染時期ですが、現在環境省が進めている焼却施設の設置で、この設置が、これはすべて環境省のほうで設置するというのであります。この辺がお約束できません。委託契約の内容によりますと、焼却炉設置工事が完了するのは平成25年1月末となっております。その後、2月から焼却炉が稼働しますので、その前に住宅の除染を始

めても、除染で発生しました立ち木などの仮保管場所がないため、焼却炉が稼働する時期に合わせて住宅の除染も2月上旬から開始したいと考えております。

次に、4点目のアンテナショップの売り上げ状況についてお答えをいたします。

ご質問の「手・まめ・館」のアンテナショップの件であります。年度当初から早期に場所を選定し開設の運びとなるべく事務を進めておりましたが、諸般の事情により現在まで開設には至っておりません。その理由であります。出店の母体であります「手・まめ・館」の体制問題であります。ご承知のとおり、「手・まめ・館」はことし4月に組織の体制が変わり、新たな組織として運営を進めてきておりますが、人員が同じ状況の中で新たに豊かな土づくりセンターの運営が加わることになり、アンテナショップの開設による人員の割り振りが困難である状況にあるという点であります。現状の「手・まめ・館」の運営内容については、直売所売り上げ、事業収入、食堂、喫茶の総事業費で、現在までのところ対前年比平均で103.9%と順調に伸びてきているようであります。3.9%売り上げがふえているということであります。事業収入の中には、毎月出店しております東京農大定期市や、北区、目黒区などの物販も入っておりますが、このほかに福島県で開設しておりますアンテナショップふくしま市場での売り上げと合わせますと、4月から8月までで230万ほどの売り上げ実績となっております。9月以降も毎月物販の予定が入っており、中には1週間通しの物販もあるようで、これだけでも人員の割り振りが容易でない状況のようであります。このほかに、採算性の見通しなどの理由もあり、もう少し時間をかけて検討する必要があるということになりました。

現場の話では、アンテナショップで、東京で人を使ってやっても経費倒れしちゃう。それよりは、物販で今大変こう忙しいから、こちらのほうに力を入れていきたい。そういう相談がありましたので、今そちらで検討しているところであります。今後、開設についても「手・まめ・館」サイドと内容について十分協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） どうですか、おれ時間の関係でいいのかな、続けても。

○議長（前田三郎君） はい。

○7番（星 一彌君） 最初の牧草の関係からでございますが、先ほど関根議員にも村長のほうから詳しくこう説明されたようでございますので、私の部分は若干触れなかった部分にちょっと焦点を当ててみたいなと思っております。

当初、多分3月だったと思うんですが、1頭当たり5キロという村長の答弁があったと思いますけれども、それに対し私は苦言を呈するわけではございませんが、現在は7キロを支給しているというような情報も聞いておりますが、その要因として1つお伺いをしておきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この無償供給の事業を開始するに当たりまして、畜産農家を公民館にお集まりをいただきました。150名ほどの畜産農家が集まりまして、その席で今、星議員のお話ししたとおり、私は職員がこれランダムに10軒ほどの農家に聞いたんですね。そうしたら、5キロから7キロぐらいの畜産農家が多くて、ただ5キロのお客さんが8名ほど、10人のうち。あと2名が7キロから8キロというお話があったんです。それで、そんなら余るほどやっことねんだがら5キロでいがっぺって、私が勝手にこう5キロということで、そのころ、2月のうちにオーダーをしないと、40日かかるんですね、アメリカから輸入牧草が来るのに。仮オーダーをしちゃったんですよ、5キロで。そういったその職員が畜産農家にランダムに聞いたのは、その牛によって、その形態によって違うそうです。家で飼っている牛は5キロで稲わらとか濃厚飼料とか、確保してあるんですね、家で飼っている。あと、放し飼いの牛、牧場で飼っている牛、これは何のその手当もなかったそうです。こういう牛は、また食欲も多いそうです。ですから、7キロ、8キロ食べる。この会場でそういったその放牧で飼っている農家から小言がありました。村長、1頭当たり5キロという数字はどっから出したんだ。これ皆さんから各農家あちこち聞いて歩いて、平均とったら5キロだということですよと言ったならば、とんでもない、おらしいの牛は7キロから8キロ食べるんだと、残りの2キロ、3キロは個人で東電に請求すんのか、そういう事業なら最初からやんねかいがっぺ。満足いく数字、これは私が無償で今供給してんのは親牛だけです。子ものは食べねえんだと。子はどうすんだというお話だったんです。ただ、その子の分は補償できないけれども、親の分は耳標で確認、頭数ができるそうです。ですから、その耳標で確認する頭数掛ける5キロという計算をしたところ、そういった小言を食ったもんですから、皆さんにお諮りしました。皆さん、何キロならばと言ったら、今度はほとんどの90%以上の方が7キロ欲しいということになりました。それで、大変こう申しわけないんですけども、わかったと、私のほうの手落ちで7キロに修正しますということで、当初から7キロ、ただ、それには4月1日からの供給は間に合いませんでした。ですから、4月の半ばごろになりましたけれども、4月分のえさは、ですから3回ぐらいに分けて皆さんに来てもらいました。こういったことで、

当初5キロという計画だったんですが、これは村の間違いで、7キロ必要だということで、今7キロで配っております。

ただ、今ごろになりまして、今度はそれぞれの畜産農家でいろいろですが、デントコーンをつくっている農家もありますし、あとは稲わらですか、そういうのも食べらせている農家もあるようです。それで、給餌体系も変わりました、これは実態に合った給付をしようということで、今農家ごとにアンケートというか、要望キロ数を申し込んでもらって、それで配付するような形に10月から変えております。ですから、今度は無駄がない、あるいは実態に合った給付ができるのではないかと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） ここで一般質問が途中となりますので、ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 先ほどお昼前中座しまして、何かちょっと質問のタイミングがこうずれちゃったような、重複する部分もあるかもしれませんが、ご容赦をお願いしたいと思います。

本来ですと、12月いっぱいまで牧草を補償するということだったと思うんですが、関根議員の答弁の中に3月いっぱいまでというような延伸の話があったかと思うんですが、それは後でお伺いしますが、そこで、ことしの緊急的な牧草地の天地返しを70ヘクタールぐらいやったのかなと、そういうような感じはします。当然、そうしますと25年度の飼料っていうのは当然不足すると思うんですね。来年の春になれば去年と同じぐらいの量ができかといえば、そうはできないんじゃないのかな。そうすると、またさらに心配されるのは、ことしの畦畔の放射線量はどうかかな。それによって、またえさが不足状態になりはしないのかな。そういうような感じを持ちますけれども、それに対して村長の答弁をお伺いしたいと。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の牧草の供給時期等のおたただしですが、私はこの当初始まるときは年内ぐらいでいいのかなと思ったんですけども、今考えますと、今ほど質問にありましたとおり、ことしの除染は70ヘクタールですが、農家からの希望が150ヘクタールです。ですから、残り80ヘクタールあるわけですけども、この80ヘクタールの牧草地からの牧草は供給できないわけです。ですから、この事業の供給事業は恐らく来年度も続けなければならないかと思っております。来年度の今ごろは80ヘクタールの草地の更新は終わっているわけです。ですから、食べさせられる人と、そうでない人がいますから、これは畜産農家の希望をとりながら、最後まで、土手草の線量が解除されるまで、私はこれは続けるべきだと思っておりますから、その辺農家の皆さんに、議員の皆さん方も大丈夫、鮫川村の畜産農家を守るために土手の草食べさせるまでこの事業は続けるよ、東電にかわって皆さんに供給し、それは賠償は東電に償ってもらうからって、そういうお答えの仕方ではないかと思えます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 今、田んぼの土手の除染の内容ちょっと聞き、私、漏らしたかもしれませんが、来年度はどうなんだが。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、除染進めているのは牧草地です。田んぼ、畑、あと採草地です。ですが、土手の除染はしておりません。ですから、土手は村の考え方では自然の減少を待つ、自然の線量の低減化を待つ、そういう考えで今おります。これが適当な方法があれば、その時期にまた検討させていただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 23年度、4年度と、こう土手の草を刈っても、大半の人はそこに置き放しの人が多いのかなと、そういうふうになると、自然低減はしますけれども、一気に放射線量が下がるつつうことはちょっと考えにくいのかなと、そういう感じはします。そうすると、長期間にわたって土手の草は牛には与えられないと、そういうような考えを持ちざるを得ないと思えます。

それで、次の話題にちょっと移らせていただきます。

今度の村でいち早く取り入れた畜産農家への飼料の無償配布なんですけれども、先ほど村長の説明ですと、1頭当たり5キロから7キロというふうに成牛に関してそういうような支

給をしたと、これは当然結構なことだと思いますけれども、ただ、畜産農家の中には自宅で飼料畑を持っている人と、最初から買い求めている人の畜産農家はあると思うんですけれども、今度の原発の災害補償関係は牛の飼料に関する問題ではないかなと思うんですけども、その辺の考えをお聞きしたいと思うんですが。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質問の給餌体制であります、その畜産農家の供給体制が果たしてその自給率ですか、自給率から申しますと、私は自給率は牧草に関しては、濃厚飼料は別です、牧草に関しては100%自給している、そういうとらえ方で畜産農家の支援はさせていただきたいと考えております。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） その言葉を、村長の言葉を信じます。

次に移らせていただきます。

新聞報道で、先ほども関根議員のほうから出ました焼却関係なんですけれども、除染関係でいち早く焼却炉が営業されるということは村民も望むところではあると思いますけれども、地権者の方もそれなりに対応はできていると思いますけれども、ただ、最近になってこの新聞で報道されるようになってから、かなり村民からのいろいろな提言があるようでございます。それで、私らが一番心配しなくてはならないのが、当然この新聞の記事からいいますと、安全性が実証されていないために県の除染のこうした処理施設が進まないというような新聞記事で報道されております。当然、国としてはその放射線量がフィルターによってもう取り除かれるというような施策はするだろうと思いますけれども、村としてもやはり村なりに、先ほど村長が言った入り口あたりにそういう装置を備えましょうという話はしておりますけれども、やはり現場でもその大気の状態と、その焼却炉の付近のやっぱり常に数字的な計算かもしれません、そういう調査をすべきだと、そういうふうに私は思いますけれども、それはなぜかという、やっぱり村民の不安を抱かないためにも村は独自で調査してこういう数字が出てんだよという、やっぱり安全のしるしではないのかなと思うんです。

それから、今からちょっと早い考えかもしれませんが、国ですべてこの実験装置をつくると、そして焼却して2年後に26年の9月ですか、大体焼却が終わる予定だというような報道をされています。鮫川600トンぐらいの焼却をするんだらうというふうに、ちょっと考えても私ら計算が弱いもんですから出てこないんですが、ただ、一番心配されるのは、ほかの町村からそういうものは入らないだらうなという、余計な心配かもしれませんけれども、そう

いうその懸念も指摘する村民もいると思うんですが、その辺に対して現在の村長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の焼却炉の安全性であります。私もいろいろな雑誌等を見ましたときに、今セシウムを完全に除去できる装置が果たしてあるのかなど、こういう疑心暗鬼であります。ただ、私が示されたあの大熊と飯舘村の焼却炉の実験データを見ますと、ああいった30万ベクレルもあったものが排煙から出てきた線量を見ますと1点何ぼぐらい抑えられている。これを信用していいのではないかと考えております。特に、国の環境省の実験の炉でございますので、その辺はしかと安全確保できているのではないかと考えています。まして、その私は鮫川村はとて何十万なんていう数字の線量ではありません。福島県では一番線量の低い安全な地域だと思っておりますし、もしかして除染をやらなくてもいいのではないかと最初思っておりました。それが、航空写真で0.23を超している地域が170戸もある。そういった数字を聞かされたものですから、この人たちの不公平も欠いてはならない。やっぱり安全な数値の1ミリシーベルトの地域にすべきだという考えで、除染をしなければいつまでもこの0.23以上の線量は残っている、20年、30年残っているわけです。1日でも早くその皆さんが安心して暮らせるような地域づくりは、とても私らに課せられた課題だということで、この焼却炉を大変こうありがたく受けとめたということでもあります。ですから、これらの安全確認は、まずこういった安全な炉が来るというのは環境省の考えでありますから、私たち住民としては、この焼却炉の焼却を行った環境の変化を常時把握しなければならないかと思えます。こういったときに、近くには今モニタリングポストもありますが、これは自動のです。もう1基ぐらいあの場所の近くに設けたり、あと皆さんで、また役場職員、あるいは議員の皆さんぐらいいつでも焼却炉に入れるような体制をとり、監視は続けていきたいと思えます。

あと、皆さん気をもんでいるのが、私のところにも何回か夜電話来ました。この新聞の書き方もちょっと悪いんですよね。特に民報新聞の記事読みますと、福島県の線量が高いものがたくさんあるということで、鮫川村で処理方法こう始まった。これは何かよその瓦れきを預かってきて、鮫川で少しの金もらって焼却するのか。そういう電話来ました。少しばかりの金もらって、私はあきんどだがかめついで思われているのかね。少しばかりの金もらって瓦れきを処分してやって、線量の高い村にしたらどうすんだと、おら住めなくなったらどうすんだっていう、そういうおしかりの電話です。とんでもない話だ。鮫川は高いもん

でも木の葉で2万ベクレルぐらいっていう数値、私も信じらんねよな数値あつけど、とても福島県では一番線量の低い、原発地域の線量と違うんだぞ、何ぼ燃やしても、食っても焼いても怖くねもんだけど、そんでも1ミリシーベルトという県の基準あつから、私は年間10ミリシーベルトぐらいまではとても安全な地域だと思っている。これは、皆さんに一応、皆さん、中川恵一先生のお話、私は最初からあの人の本読んでおりました。あの人が大好きです。ですから、あの人に心頭しますと、本当に今、福島県の状態はとても安全な地域なんだって思うんですけども、あとそれと反対な学者がいます。武田邦彦ってやつです。これは嫌いです。中部大学の教授です。実はこれは東大を追われて行って、あっちのほうに行って、ですから日本の国でやっている産業の原発産業をこなしている教授なんですね。ですから、ひどいことを書いてあるんですけども、この中川恵一先生は決してそうではないんですね。これは東大の医学部の附属病院のがんの治療の先生で、先生も1人1日に8万ミリシーベルトぐらいの放射線で治療している。ですから、常に放射線を浴びているんですけども、私は平気だ。もちろん医者仲間も健康な状態を保っている。ですから、100ミリシーベルトを一気に浴びるのは怖いけれども、皆さんの地域のような年間10ミリシーベルト以内ならば、決して健康被害あるようなと、そういう先生を信じているもんですから、いつも皆さんに、そうでない人には小言を食いますが、やはり一番怖いのはストレスだそうです。こんな地域に住んでいて安全かな安心かな、早くどごにが行かなくちゃなんないかな、鮫川の野菜なんかとても食べらんにな、よそから買ってこなくちゃなんねな、そういう気をもんでストレスがたまった生活していると、たちまちがんになるんだそうです。ですから、余りそのストレスをためない。もう少し気楽に、楽天的にこう構えれば、がんにも見放されるんじゃないかという思いで今生活をしております。

ですから、皆さんもできるだけそのそういった、余り心配しないで、鮫川はとても安心な地域なんだよ、線引きにあった地域で賠償金ももらわねがった地域なんだという、そういう地域の線量の低いものを燃やすんですから、決してこの大熊と飯舘のあの実験した炉のデータを見ましても、私は安全だと思って取り組んだということでご理解をいただければと思います。

あと、いま一つの質問で、私は今の、鮫川のがめついの少しばかりの金もらって瓦れきやってんのという、塙から電子メールが入りました。塙の住民です。ですから、塙の住民がそういうふうな見方をしているということは、私はせめて郡内の、線量の低い郡内です。ですから、郡内のそういった困った人がいたら、困った町村があったら、矢祭は除染はし

ないと言っています。塙も今しないと言っていますが、住民が騒ぐと塙にも0.23を超えている空間線量の地域があります。この地域の除染はしなくちゃならないかと思っております。高野地区は高いです。高野地区は何でかんでしなくちゃならない戸中っていう地区があります。この地区の汚染物質はどうすんのかと思っていたときに、鮫川で本当は燃やしてやりたいなって思っていたんですよ。ですが、こんなだけのメール来て鮫川のがめつさをたたかれたときに、私は町村長にも言います、本当は燃やしてやってもと思ったんだけど、そんな町民等のごみは燃やしたくねえ。これが本音です。

ですから、今のところ、こういったよその、よそのというより郡外のは絶対扱う気はなかったんですけども、鮫川村は、塙町にはいつも東白衛生組合で自分ら出したごみを焼却してもらっています。この焼却する際には、皆さんご承知のとおり、ああいったダイオキシンなんか発生させているんだね。地区に迷惑かけています。こういったときに、今回ぐらい有意返ししてもいいのではないかと、そういう思いでございましたが、きのうのメール見た限り、今そういう考えは持たないほうがいいのかと思っております。

そういったことで、今のところ村内の焼却だけでいいという思いでおりますが、そこら辺皆さんのご理解と、もしご指導があったら、ご意見があったら、意見を賜りながら、またその時点で、その対応していきたいと考えております。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 今、村長の答弁の中で、私別に塙のほうから情報を全く聞いたわけがありません。自分なりに思いついたものですから、お聞きしたことです。どうぞその分だけご理解をいただきたいと思っております。

これからもそういう形で、あそこに焼却関係がこうできるものですから、村としても村なりの調査体制はやはりつけるべきだと、そういうことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

住宅の除染関係なんです。先ほどもこうご説明ありましたので、くどく聞く必要もございませんが、年間1ミリシーベルトは国が除染対応にするんですよということで、ことしは23戸でしたっけ…。

〔「青生野地区、25戸」と言う人あり〕

○7番（星 一彌君） 先ほど、村長さんの説明では、中野以外は各行政区に1カ所ぐらいずつは、こうあるのかなど、そうした場合には、当然放射線量の高い地域から除染してくると思うんですが、この長い年月のうちにどんどん除染の数量というのは変わってくると思うんで

すよ。当然、昨年の汚染マップのあれから引いた部分から引用したと思うんですが。逆に、こんなことも心配されるんじゃないのかな、山合いの、ある程度の集落は別にしても、1軒とか、小部落というのかな、小集落というのかな、そういうところに行くと、どうしても山林に囲まれているというよううちの場合には、その山から流れてくる汚染土というのかな、汚染物が入ってきて、むしろ年間シーベルトのぎりぎりな調査段階ではあっても、ひよっとしたらふえている可能性もあると思うんですよ。そういうところは、これからどういうふうに対応するか、あくまでも汚染マップから引いたあの除染だけで行くのか、新たに時々調査をして対応するのか、その辺も聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番議員のお話では、ああいった航空機のモニタリングの結果だけで、国の補償をもらえるところだけでやるのかというお話であります。私は、今、議員がおっしゃったとおりの話だと思えます。これから、除染が始まる前にはもう一度、そういった地域の確認を職員が行いまして、二、三を超えている地域は航空機であらわせなかった地区もあるわけですから、その辺しっかりと確認をさせていただき、除染作業に取り組んでいきたいと考えております。もちろん、そういった地域は果たして国の費用でできないのか、村の持ち出しかということになりますが、これまた相談して、国の補助に該当しないときには東電に請求するとか、そういったなりの趣向を考えながら対応していきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

続いて、このアンテナショップの売り上げなんです。当然アンテナショップは開設していないということですが、昨年までの、いわゆる東京農大とか、あるいは先生とか生徒らにお世話になって売り上げた部分もあると思うんです。それで、先ほど村長の話だと、ピーマン、ミカンの売り上げは3%強の伸びがあると、非常にこう、ありがたい。

なぜ、この問題を出したかといいますと、実は昨年各町村で、やはりそういう地域に行つてのショップみたいな開設をしたらしいんですが、昨年はかなりの売り上げがあったというような情報が入っています。それはなぜかという、やはり福島県を応援しようという、その応援の一環もあるんじゃないのかなという、そういう話を聞きました。それで、ことしはどうかといたら、ことしは全く逆な形になって、非常に各町村とも売り上げが伸びないそうです。それも、鮫川では「手・まめ・館」が3%伸びがあるということは非常にあり

がたいことであって、いずれかはアンテナショップも開設されると思いますので、その辺を十分に把握をしながら、ひとつ今後の開設に向けてご努力をお願いしたいと思います。

以上、村長に対する質問はこれで終わらせたいです、ありがとうございました。

2つ目の質問に移らせていただきます。

学校教育指導についてでございます。全国各地で、子供に対する事件が連日報道され、社会的問題に発展しつつあります。事件も年々若年化の傾向にあると言われておりますが、自殺、虐待、いじめ、誘拐などと多様化し、全国の小中学校のいじめだけでも年間7万件強であると報道されております。村の重点施策においてもいじめ対策が盛り込まれておりますが、まず先生、親が知らないうちに事件は芽生えており、これは一刻も早く芽を摘み取らなければなりません。連日の事件に、文科省より異例の通達が出されました。村の子供たちには無縁かもしれませんが、通達内容の取り組みと教育長のご所見と、4月に行われた全国学力テストについての分析もお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 7番、星議員の2つのご質問にお答えいたします。

1番目は、いじめについてでございます。

いじめや暴力などの反社会的な行為につきましては、早期に発見し、適切に対応できる体制づくりをすることが肝要であると、こう考えております。また、その実現のためにも、ぬくもりのある学校、家庭や地域社会、こういうことが必要になってくるのかなと考えております。子供たちがさまざまな経験と多様な人間関係を通して、一步一步着実に成長し、安心して自分らしく生きることができる環境を整えることは社会全体に与えられた喫緊の課題であります。

申し上げるまでもなく、義務教育の学校では、成育歴、保護者の価値感、子供の興味、関心や諸能力など、千差万別の子供たちが学んでいます。保護者の理解のもとに、学校ではさまざまな問題で、転んだり、つまずいたり、立ちどまったりしながらも今より高い価値に向かって努力しようとする子供に育っています。子供がより高い価値に気づくという点では、道徳教育や態度や言葉遣いなどの教師の人間性があらわれる授業の充実を図ることであります。また部活動や係活動などでも人間関係を大事にした指導が行われています。

本村の教育委員会では、学校間の連携を図りながら、特に5つのことで重点化を図ってい

ます。1つ目は、いじめはどこでも起こり得るものですが、教師はいじめを許さず、子供をしっかりと守る。2つ目は、学校は地域の人材を活用し、異なった年齢の人に多く接するようになる。3つ目は、教育委員会、学校は、多様な専門機関と協力し合う。4つ目、保護者は家族での話し合いなどの時間をできるだけ持つようになる。5つ目として、大人はみずからの責任を自覚し、子供に生きることの意味を教える。

以上、さらに村内の学校では、校長を中心に全職員が同一歩調で指導に当たり、こうした事故の未然防止に努めています。

次、2番目のご質問、学力テストの結果についてお答えいたします。

平成24年度の文部科学省の全国学力調査では、本村の学校は抽出校とはなりません。本村の3つの小中学校では、自主的にテストに参加し、実施し、採点、分析を行いました。その結果を正答率から眺めてみると、小学校は国語A、国語B、算数A、算数B、理科の4領域で行いましたが、多少のこぼこはあるものの全体的にはほぼ全国平均となっているようであります。中学校の教科においても同じような傾向を示しています。しかし、つぶさに見ますと、小学校では、小学校というのは青生野小学校は含まれていません、人数が少ないので。小学校ではBの、いわゆる言葉を使うという活用能力が全国よりも少し低いのに対し、中学校では、逆に同じような活用力は全国平均より少し高くなっている。小学校の国語A、つまり知識のほうが高くあらわれています。ことし初めての理科については、小中学校とも全国平均であるものの、ほぼ全国平均とっていいんでしょうけれども、平均点から言うと若干低くなっております。こうした特徴が何に起因するのか、さらに分析し指導改善を図ってまいりたいと思います。

以上申し上げ、星議員の2番目のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

いじめの関係でも、福島県は幸い件数も大幅に減少している傾向が見られるということで非常にいい結果が出ているのではないかなと、そういうふうに感じます。ただ、先ほど申し上げましたように、見えないうち、知らないうちに事件の芽は伸びているということだけは、父兄はもちろんですが、学校側のほうも十分に理解をしながら指導に当たっていただきたいと、そういうような感じでおります。また学校によっては、学校側で知っていてもそれを取り上げなかった例とか、父兄が学校に何度もお願いしても最後の結末を迎えるようなことが起きた、そういう例もあるようでございます。昨年は、福島県においても中学3年生ですか、

教育長さんらは知っていると思いますが、亡くなっている事例もあります。その事例なんかちょっと聞きますと、どうしても原因がわからないうちにそういう形になっていったというようなこともあります。また高校ではやはりそういう事件性までは行かなかったんですが、子供同士の、いわゆる部活での争いというものがあったらしく、立派なスポーツ能力を持った生徒がいじめでやめてしまう、そういうような切実なる親の話も私は耳にしております。ですから、いつ、鮫川の子供は絶対大丈夫だという安心よりも、むしろ逆に、鮫川の子供は大丈夫かなと、そういうような、あるいは考えを持って子供に接するということが大切なと思うんです。

それから、文科省で異例の通達を出しました。鮫川の20年度の教育という部分にも、このいじめの対応というんですか、非常に文科省と同じような文面が出されているようなわけですが、実際にこの行動として、今後どういうことを気をつけたらいいか、ご所見があったらばひとつ教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） お答え申し上げます。

ご承知かもしれませんが、いじめというのは本当にさまざまな形があります。セクハラとかパワハラにも似ているような、2人、人が、子供が集まれば必ずそこにいろいろな関係が出てまいります。私どもは、先生が現場の、まず学級の担任、校長先生や事務先生方にも絶対うちの学校はないんだという意識ではなくて、いつも、いつでも本当に2人以上集まれば、起こり得る。そういうときに、トラブルがあったからだめだというのではなくて、先ほども申し上げましたように、子供は間違えるものなのだ。間違えて、そこでいろいろなことを学ぶんだという、これは小さいお子さんになるんでしょうけれども、そういう経験を積んでくれば、大きくなってからある程度そういうことがなくなるのではないかというように考えていますので、まずその糸口は、朝、学校に教室に行ったときにわかります。

今まで元気よかった子供のあいさつが、急にあいさつができなくなったり、そういう子供も本当に観察することによって見つけられるんだということ、あるいは先生と子供が一緒に遊ぶことによって、やはり部活動も含めて接することによっていろいろな情報が得られるものですから、そのところを鮫川村は特に人数の少ない学校、地域でよくわかる学校ですので、そんなところに近くにいれるように、まず努力しましょうということで進んでおります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） ひとつ、これからの教育問題というのは本当に大変だと思いますけれども、この鮫川の教育24年度版の基礎というのを十分生かしながら、非行防止にひとつご協力あるいは芽を摘んでいただけるようにご期待を申し上げ、私の質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 9月の定例会に、2点について村長に一般質問したいと思います。

まず最初に、取水堰の公有化について。平成21年11月、鮫川村土地改良地区編入がえの際、改良区所有の財産と業務を村に移管、行政側はそれらの施設を維持管理されておりますが、旧態依然からの地権者、関係団体で村内の河川水系より取水設置されている頭首工（取水堰）の維持管理が困難となっております。老朽化や震災により損傷も激しく、改良・整備が必要となっている。水害など本村の災害防止からも公有化を図り、整備すべきと思われるが、村長の所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の取水堰の公有化についての質問にお答えを申し上げます。

村では、平成21年度に鮫川村土地改良区が鮫川村に移管されたことに伴い、土地改良区が管理していました土地127筆、面積7万4,736平米と当村へ贈与されました。内訳は、公衆用道路で80筆で6万4,089平方メートル、用水路で用排水路が23筆で4,000平米、ため池が15筆で5,347平米、雑種地が9筆で1,300平米です。平成22年4月に所有権移転の登記完了が終了しました。それらの施設は村の所有となりましたが、今までどおり利用者に維持管理をお願いしたいと考えております。

ご質問の取水堰ですが、村内には基幹的農業水利施設台帳に登載されている頭首工が11カ所あります。管理状況は、水利組合が6組合、共有で管理しているのが5団体であります。昭和53年から平成元年にかけて頭首工6カ所が台風などの異常気象により被災し、被災した

箇所については災害復旧工事で対応をしております。今後も、頭首工などの農業用施設が被災した場合には、地元負担金はありますが災害復旧工事等で提供させて復旧したいと考えております。これからも農業水利維持管理は、利用者である水利組合や関係団体をお願いしたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いし、11番、前田議員の最初の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） ただいまの管理施設の詳細について説明がありました。

村長ご存じのとおり、村内の農家経営者、ほとんど65歳以上、約8割以上はそのような形になっておると思います。それに、また後継者の不足、それと今、農業形態が変わりまして、水利組合の人数ですか、過去は農業経営に加わっている者が十数名あった水利組合員が、現在は委託作業にかわりまして、また農業を断念された方とか、地目変換ですか、生前から他の地目にかえたというようなことで農業をやめざるを得ない人、そういうような方たちで数人数の者が堰を管理するような状態になっております。さらにまた、水利権ですけれども、河川法、それから水利権法から言っても、従来の形のままで現在に至っておるということで、8月、広域行政のほうの会議の際に、村長が、これから県南の事務所のほうに行って頭首工の陳情に上がるんだというような話を聞いております。それら行政側としても対策を講じておるといふふうに考えておりますし、それらの状況等も踏まえて、これから維持管理の難しいもの、それから河川の場合には近年の異常気象というようなことで、大洪水がたまたま起きております。そういった場合に、災害防止からも当然これは村として移譲というか移管されるような形でもって、それらの施設を管理していくというような、公有化ですか、そういうことを図るべきではないかというふうに考えておりますが、その点について村長の所見をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 議員のおっしゃるとおり、農業離れしている各集落で、そういった状況がたくさん発生しているかと思えます。特に、私の大塩なんか、本当にひどい例で、18戸ある集落で17戸が皆さん水稻栽培していたんですけども、今は3件だけです。こういったのが本当に、恐らく将来の姿になるのではないかと思います。そういったときに、今まで17人で管理していた水耕が3人で管理、とても容易でないということは十分承知しております。これがいろいろ大きな河川でも久慈川のほうでも問題になりまして、頭首工の公有化ということで今話題になっております。こういったことの動向を見ながら、ただ鮫川の場合には、

例えば災害が起きた場合には、今までですと関係者の一割の負担で直して、今まで行ってきたと、修理してきたと、そういうことでありますので、これから先、公有化がいいのか、公有化ですとすべて村の負担になるわけですが、これがいいのか、それとも管理は地域の皆さんにお任せして一割の負担をもらって常時頭首工堰を管理してもらおう、そういった形がいいのか、この辺はみんなと相談しながら、村の特徴を考えながら検討させてもらいたいと思います。

まずは、今度の公有化のお話がどのようにまとまりますか、動向を見定めてから村でも対応していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど示された頭首工ですか、取水堰なんですけれども、ほとんど耐用年数は過ぎておられるかと思います。改良事業で進められた大体大塩地区についての用水堀等はまだ耐用年数はあろうかと思いますが、大体2級河川に設置されておる堰ですか、頭首工とは言えないですか、あれは、堰だと思んですが、かなり例を挙げますと、湯の田地区、芦ノ草、それから中沢入り口の下にある湯の田堰というのがあります。

あれはもう以前から、昔、石屋さんを頼んで川をせきとめて、コンクリートも手塗りのコンクリート、損壊した箇所を見ると中に大きな石があつて、あんこだらけの堰というような形で、たびたび大雨のときに決壊しておると。それからが問題なんです、それから取水口から用水路の延長ですか、約800メートルくらいあります。その堰からちょうど私の工場のあたりまで来るんですけれども、その間、以前は10人、先ほど村長が言われましたように、組合員の数がどんどん減りまして、それから今のさぎり荘とか、それからつるやさん、それから私のほうの用地とか含めまして、ほとんど農地転用されまして、関係者が4名というような形で、その用水堰の管理等もこれ容易でないと。そして、用水堰は、あれは公共用地ですね。青線になっていると思います。当然、公共用地であり、これは公共物でありますので、堰だけが問題でありますので、これは当然先ほど申し上げましたとおり、災害防止からの、よく考えた関係上からもやはり公有化を図るべきだというふうに考えておりますし、関係堰が数カ所ということでございますので、これは村長として十分考慮していただいて公有化の実現を図っていただきたいというふうに考えておりますが、再度村長の考えを伺います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 確かに、今ほど話されたように、湯の田、うちがやるような工事、この11カ所いずれも、はや老朽化しているんですね。そういったことで農業者が後継者離れし

ている。そうすると半分くらいで皆さん管理している、こういった地区が多くなっているわけですが、これを守るのが、私は村の仕事でもあろうかと思えます。こういったとき、要所、要所を箇所、箇所によって対応させていただきたいと思えます。今度、ようやく4年がかりで終わりますのが前田から、東野前田ですか、官代の入り口から前田に行く取水口もようやく完了ということであります。あれは15%だったかな、できるだけ負担は少なく、こういった農家も村の産業である大事な農業ですから、これを守るべく皆さんとご支援しながら頭首工も守っていきたいと思えますので、先ほど申し上げましたとおり、まず大きな河川の、今度の公有化に果たしてどうなるのか、その辺を見ながら公有化を考えさせていただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 村長、鮫川村の農業擁護策としての施策をぜひ実現していただきたいというふうに考えております。

それでは次の2番目の、村民スーパーマーケットの開設についてを質問したいと思います。

村内中央商店の相次ぐ閉店に伴い、日用・生活用品の購入において、特に高齢者の方々が調達しにくく不安を感じられている。住民の生活を守るため急務策を講じるべきと考えるがいかがかお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の2つ目の質問、村民のスーパーマーケットの開設についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、経済産業省によりますと、身近な場所から商店等が閉店する地区がふえ、食料品など日常の買い物が困難になる状況に置かれている、買い物弱者といえますか、高齢者を中心に全国で600万人程度と推定されているようであります。議員お察しのとおり、中山間地域で集落が点在する本村においてもまさに同じ状況であり、これらの対策については第三次振興計画においても、にぎわいのある高齢者に優しい商店づくりの項目の中で、その現状と課題で指摘しております。その施策について検討したところであります。

買い物弱者を支援する方法としては、店をつくること、家まで届けること、人々が出かけやすくすることなどが挙げられます。これらを振興計画上でうたっております具体的施策事業及び全国の事例等を参考に本村の現状を照らし合わせてみた場合、考えられますことは、

まず店をつくるという点では地域住民の共同出資による共同店舗の開設の奨励、支援などが考えられます。次に、家まで届けるという点では、商品の移動販売や高いサービスの奨励、支援が挙げられるのではないかと思います。さらに、人々が出かけやすくする点では、オンデマンド交通システムなどが考えられますが、今、村では、これも議員承知のとおり曜日を決めまして地域ごとに、村診療所の送迎を行っております中で、利用者の希望によりましては店での買い物、農協、郵便局などの用足しの便宜を図っているところであります。

いずれにしましても、現在、村内で営業している商店、移動販売の方や宅配利用の実態等を早急に把握しながら村商工会と協議し、村民スーパーマーケットあるいはコンビニ等も含めて検討しなければならない時期なのかなと思っております。こういった買い物弱者、あるいは鮫川村で何も買えない、まず寂しくなる一方でありますので、この辺は本当に喫緊の課題かと認識しております。来年度には新宿の地内にスーパーといえますか、何でも買えるような店を皆さんの力で、もちろんこれ商工会の参加もあると思っております。こういったことを呼びかけながら実現したいなと思っております。そのために、あの店は買わせていただいたということでも過言ではないかと思います。

ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 今の村長の答弁、これは当然急務策であるというふうに考えております。このような質問をしましたのは、私は年齢的にまだまだ買い物弱者ではないという立場でおったのですが、村内のある方が、これは80歳以上の高齢者であります。議員、我々は今、週に1回、よその人を頼んで買い物に行っているんだと。生活・日用品は一週間買いためて冷蔵庫に入れて、そして生活を余儀なくされておるんだ、ぜひこのようなことを何とか解決してほしいというようなご要望があったもので質問したわけでございますので、ぜひ早急にこのような協議会等を開いて実現を図るようお願いして質問を終わります。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

ここで、午後2時5分まで休憩します。

（午後 1時55分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時07分）

◎議案第63号、議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第63号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第5、議案第64号 専決処分の承認を求めることについての2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会議務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第63号から64号までの2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第63号 専決処分の承認を求めることについての、鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、本年の6月に国民健康保険税を賦課するに当たり、医療給付費、後期高齢者支援分、介護納付金分の低所得世帯に対する軽減措置として、世帯の所得に応じて世代ごとの均等割額と被保険者1人当たりの平等割額について7割減額の措置、5割減額の措置、2割減額の措置を行うため、関係条文の改正を専決処分したものであり、本議会において承認をお願いするものであります。

次に、議案第64号 専決処分の承認を求めることについての、物品購入契約の締結についてのご説明を申し上げます。

福島県においては、消費者が安心できる米の放射性物質検査体制を整え、基準を超えるものは絶対に流通、販売、食用に供しないとの方針で、県内全域で米の全袋検査を行うことになりました。24年産米の収穫を目前に早期の検査体制を整える必要があったことから、米の全袋検査機器2台分の購入契約を平成24年7月13日に専決処分したものであります。契約の相手方は、日立造船株式会社東北支社支社長、水原勝次氏、契約金額は3,003万円であります。本来であれば、地方自治法96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、契約の前に議会の承認をお願いするところではありますが、緊急の案件でありましたので、地方自治法179条第1項の規定により専決処

分をさせていただきましたもので、議会の承認を求めるものでありますので、よろしくご承認お願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので討論を省略いたします。

これから、議案第63号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから、議案第64号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第65号～議案第69号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第6、議案第65号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例から、日程第10、議案第69号 鮫川村介護保険財政安定化特例基金条例までの5議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第65号から69号までの5議案につきましての提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第65号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

昨年3月の原発事故は、県民の生活に深刻な影響を与えており、多くの子供が県内外での避難生活を余儀なくされ、子供の人口は大きく減少し、社会基盤の根幹が揺らいでおります。福島県では、子供の健康を守り安心して子育てができる環境づくりは最重要課題として、平成24年10月1日から、満9歳から18歳までの子供の医療費を無料化することとし、医療費の一部負担を市町村に交付することになりました。改正の内容は、鮫川村国民健康保険条例第5条の満15歳までの医療費一部負担免除の措置を満18歳までとする改正を行うものであります。

なお、施行日は平成24年10月1日からであります。

次に、議案第66号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

東日本大震災復興特別区域法により、福島県復興推進計画における復興産業集積区域内において、新設または増設した事業所用の施設または設備を設置した事業者に対して課する固定資産税の課税免除制度が新設されることから、租税特別措置条例の一部を改正を行うものであります。

改正の内容は、鮫川村税特別措置条例に、東日本大震災にかかる固定資産税の特例が追加されるため、条文の改正をするものであります。

次に、議案第67号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

平成24年4月1日から、家畜飼料の放射性物質暫定許容値が1キログラム当たり100ベクレル以下となり、本村においては採草牧草地の放射線量低減化が緊急の課題となりましたことから、農地除染対策を促進するため、村が反転耕用ボトムプラウを導入いたしました。これを除染事業者に貸し出すため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第68号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

福島県においては、県内全域を復興産業集積区域と定め、福島産業復興企業立地補助金を創設して、雇用対策を初めとした産業復興を図ることとしております。これらの立地企業を支援するため、新規または増設した事業用の土地、建物、附属設備、構築物などの設備を設置した事業者に対して固定資産税の課税免除の措置を講ずるため本条例を制定するものであります。

条例の主な内容は、当該固定資産税が課せられることとなった年度から5カ年分について課税を免除するものであります。

次に、議案第69号 鮫川村介護保険財政安定化特例基金条例についてのご説明を申し上げます。

高齢化社会において、負担が増加する介護保険料を抑制するため、県の基金から介護保険財政安定化基金特例交付金が交付されることになるため、この交付金を受け入れ運用するため、本条例による基金を創設するものであります。基金は、平成24年度から26年度までの3年間に限り、介護保険料の抑制を目的として介護保険特別会計に繰り入れるものであります。

以上で、第65号から69号までの5議案の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第70号～議案第78号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第11、議案第70号 平成23年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第19、議案第78号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第70号から議案第78号までの9議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

なお、決算書の事業費内訳等につきましては、別冊「平成23年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書」並びに「主要施策の成果及び予算執行の実績」をごらんいただきたいと思います。

す。

初めに、議案第70号 平成23年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書の4ページをお開きください。決算書で説明を申し上げます。

平成23年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額は41億3,644万234円、歳出総額は38億3,328万3,661円であり、歳入歳出差引残額は3億315万6,573円となっております。このうち、2億9,318万円を平成24年度に繰り越しました。繰越明許費の財源とした結果、単年度収支額は997万6,573円の黒字となりました。

決算書の5ページをお開き願います。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

1 款村税 2 億6,946万1,929円は、前年度比778万7,725円の増となっております。製造業・加工業などの事業所の顕著な業績による法人村民税の増収が主な要因であります。

2 款地方譲与税4,455万4,053円は、前年度と比較いたしますと2.3%の減収となっております。

次に、7ページをごらん願います。

9 款地方交付税の18億5,909万円は、前年度と比較いたしますと1億6,674万9,000円の増となっております。これは、震災関連の災害復旧事業の村負担分及び交流施設鹿角平観光牧場施設の単独災害復旧事業、村税や使用料の減免など震災発生による村が負担することとなったものが、震災復興特別交付税として交付されましたことが主な要因であります。

11 款分担金及び負担金です。これは、合わせますと842万593円ではありますが、前年度比166万4,978円の増となっております。携帯電話等エリア整備事業に伴う事業者分担金の増が主な要因であります。

次のページです、8ページをお開きください。

12 款です。使用料及び手数料3,778万7,646円は、前年度比251万7,727円の増となっております。これは、保育所使用料において平成23年3月分の震災のために免除したことにより平成22年度分の使用料が少なかったこと及び23年度の途中入所者が16名あったことによる使用料の増が主な要因であります。

次のページです、9ページです。

13 款国庫支出金であります。3億8,971万7,192円は、前年度比較しますと1億4,006万3,442円の減となっております。これは、地域活性化・公共投資臨時交付金、きめ細やかな

交付金など、交付金が平成22年度までの措置であったことによるものであります。

次に、11ページをごらんください。

14款県支出金 6億6,668万9,907円。これは、前年度と比べますと2億7,398万6,792円の増となっております。これは、線量計等緊急整備事業、地域バイオマス利活用交付金及び市町村復興支援交付金の増が主な要因となっております。

次に、14ページです。

15款、一番上です。208万7,193円ではありますが、前年度比432万5,568円の減となっております。これは、平成22年度において宿ノ入住宅分譲地の売り払い収入があったこと及び平成23年度の預金利子収入が減少したことが主な要因であります。

次、16款です、一番下です。16款寄附金は308万8,609円となっております。前年度とほぼ同額であります。

15ページです。

17款繰入金は5,840万7,462円ではありますが、前年度と比較いたしますと1,484万4,304円の減であります。主な要因は、財政調整基金からの繰り入れを減らしたためであります。

18ページをお開きください。

20款村債、一番上です。3億4,340万円は、前年度と比較しますと1億130万円の減であります。平成22年度においては、村民保養施設建設事業に過疎債を1億円充当し、完成を見たところでありますが、平成23年度の借入額が前年度と比較して減少したことが要因であります。

続きまして、歳出決算額をご説明いたします。

22ページです。

2款総務費です。総務費の一番上です。積立金、総務費の1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金2億9,688万7,483円ですが、これは、財政調整基金、ふるさとづくり基金などのほか、新たな基金として東日本大震災復興基金を設け、2億2,483万円を積み立てたものであります。これは、1月4日に来た復興支援金です、これを2億2,483万円を積み立てたものであります。

次、28ページをごらん願います。

3款民生費です。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の15節工事請負費負担金2億1,370万5,950円。これは、「村民保養施設さぎり荘」の建築工事及び外構舗装工事、ゲートボール場の東屋建築工事などであります。2億1,370万5,950円です。

次、29ページです。

19節負担金、補助及び交付金の村社会福祉協議会活動費補助金2,270万円の支出であります。2,270万円です。

次、28節は繰出金です。すぐ下です、28節繰出金3,881万3,245円は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

次のページをお開きください。30ページ、3目です。3目後期高齢者医療事務費の19節負担金、補助及び交付金、これは一番上です。5,177万5,919円は、福島県の後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

その下の4目介護保険事務費の28節繰出金7,104万1,000円は、介護保険特別会計への繰出金であります。

5目障害者福祉費の20節扶助費8,276万8,675円のうち、障害者自立支援給付費に6,495万2,609円を支出しております。

次、36ページをごらん願います。

4款衛生費の19節です。1項保健衛生費、4目環境衛生費の19節負担金、補助及び交付金8,241万3,000円のうち、7,204万2,000円は、東白衛生組合と東白斎苑の運営に対する負担金であります。その下の欄の28節繰出金6,332万円は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計への繰出金であります。

5款労働費です。下です。1項1目労働諸費の13節委託料3,760万9,150円は、国の事業を取り入れて実施しました緊急雇用創出基金事業、これが1,464万7,500円です。それと、ふるさと雇用再生特別基金事業2,296万1,650円の合計金額であります。

次、39ページをごらん願います。

6款農林水産業費の1項農業費、3目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金1億1,532万630円のうち、中山間地域等直接支払交付金に1億433万9,411円を支出しております。40ページです。

5目畜産業費の15節工事請負費、1億3,360万3,000円は、バイオマスヴレッジ構想に基づく豊かな土づくりセンターの建築工事費であります。1億3,360万3,000円です。内訳は備考欄に書いてあります。

次に、43ページをお開きください。

2項林業費、2目林業振興費の15節工事請負費5,340万9,000円は、作業道中沢・草木線の整備工事、林道改良工事、治山施設整備工事、基幹的作業道の開設工事であります。

44ページをごらんください。

7款商工費の1項1目商工業振興費の19節負担金、補助及び交付金664万3,339円のうち、389万4,000円は……これわかんないよね、これをみんな足すとそうになるのね、この商工業復興支援と、これは除いて商工業経営改善復旧事業あるでしょう、300万円。あと商工会設置街路灯、これが55万円。商工会青年部・女性部16万円。商工会管理2万円。商工会の商工債に15万円、ふるさと産品開発事業に12万円。これ、足すと389万4,000円になりますか。村商工会に対する運営費等の補助金であります。

47ページを…速いかい。大丈夫ですか。

〔「大丈夫ですよ」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 大丈夫ですか、すみません。

47ページをお開きください。

8款土木費です。2項道路橋梁費、2目道路新設改良費の15節工事請負費は、村道遠ヶ竜・戸草線改良工事などであります。

48ページをごらん願います。

次です、3項住宅費です。3目住宅建設費、15節工事請負費8,757万650円は、広畑団地3棟6戸の建設事業費などあります。

49ページをごらんください。

9款消防費です。1項消防費、2目消防施設費の19節負担金、補助及び交付金7,428万5,000円のうち、7,404万5,000円は、白河地方広域市町村圏整備組合の常備消防の負担金であります。

次、56ページをごらん願います。

10款教育費の5項社会教育費の2目公民館費、15節工事請負費976万5,209円は、公民館高圧変電設備改修工事及びトイレの改修工事等であります。

次に、58ページをお開きください。

58ページ、6項です。保健体育費、2目体育施設費の15節工事請負費987万2,100円は、村民運動場のトイレ設置工事、そして富田の村民体育館の屋根の塗装工事であります。

59ページをごらん願います。

3目学校給食費、28節繰出金です。3,043万4,085円。これは、学校給食センター特別会計への繰出金であります。

次、11款です。災害復旧費です。1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害

復旧費、15節です、工事請負費5,111万9,250円は、東日本大震災で被災しました道路災害復旧工事20カ所の工事費であります。

2項農林水産業施設災害復旧費、2目現年度林業施設災害復旧費、15節工事請負費1,797万7,050円は、震災による林道災害復旧工事3路線9カ所の工事費であります。

60ページをごらんください。

3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、15節工事請負費7,886万2,350円は、震災により被災しました鮫川中学校校舎と体育館の災害復旧工事などであります。

4項1目その他の公共・公用施設災害復旧費、15節工事請負費1,665万5,600円は、交流施設、鹿角平関係施設、戸倉地区の簡易排水施設などの災害復旧工事であります。

5項民生費施設災害復旧費、1目社会福祉施設災害復旧費、15節の工事請負費1,098万5,100円は、ひだまり荘敷地の災害復旧工事であります。

61ページをごらん願います。

12款公債費です。元金、利子の合計額3億9,925万5,918円は、前年度と比較しますと2,855万740円の増となっております。

67ページをごらんください。

基金に関する調書です。

財政調整基金です。財政調整基金は、普通交付税、特別交付税が当初予算に対しまして増額となったため、繰り出し処分は行わなかったこと、平成22年度の一般会計決算の剰余金など7,029万2,785円を積み立てしましたことから、決算年度末現在高が8億6,678万973円となったものであります。8億6,678万973円、また少しふえちゃったね。少し使うように努力してください。

次に2番です。教育施設の整備基金です。中学校施設災害復旧事業と図書館災害復旧工事に4,735万5,000円繰り出し処分しましたので、決算年度末現在高が7,814万754円となっております。

68ページです。

次のページです、9番のふるさと後継者育成基金です。こども医療助成事業に500万円、中学校修学旅行助成事業に27万円を繰り出し処分しましたので、決算年度末現在高が6,033万6,078円となっております。

10番目の福祉基金ですが、繰り出し処分はなく、預金利子3万5,234円を積み立てした結果、決算年度末の現在高は1億3,337万1,943円となっております。

これで一般会計を終わります。

次に、特別会計に入ります。

議案第71号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

まず、事業勘定です。73ページをお開きください。

歳入総額が4億9,054万1,395円、歳出総額が4億6,281万2,067円、差引残額は2,772万9,328円となっております。

歳入の主なものですが、74ページです。

国民健康保険税8,890万700円、これは前年度と比較しますと246万1,600円の減であります。被保険者数が減ったんですね、主な要因であります。

74ページの一番下の、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金の2節の特別調整交付金1,013万2,000円のうち200万円は、国保税の完納により、これ100%完納ということで交付金がありました。この交付金であります。

75ページ、下のほうの5款県支出金、2項県補助金の1目財政調整交付金2,766万6,022円のうち、国保税完納による交付金が800万円含まれております。ですから、完納すると1,000万円、こうやって入るんだね。

76ページをお開きください。

8款繰入金です。1項他会計繰入金の1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金が2,709万1,334円。2節保険基盤安定繰入金1,550万7,077円であります。

歳出です。79ページをお開きください。

2款です、保険給付費です。総額2億7,726万6,837円は、前年度と比べますと3,009万4,190円の減となっております。医療費が下がったんだね。かかる人が少なかったのね。3,009万4,190円の減です。大きいよね。

85ページです。財産に関する調書です。

保険給付費支払準備基金ですが、平成22年度に取り崩しました700万円を積み戻しましたので、決算年度末現在高では6,433万9,085円となっております。6,433万9,085円です。

続きまして、86ページの直診勘定です。

直診勘定は、歳入の決算総額が8,586万4,195円、歳出の決算総額が7,811万3,300円です。歳入歳出差引残高775万895円となり、前年度とほぼ同様の決算となっております。

歳入です。87ページ、1款診療収入です。5,690万2,504円となっております。

歳出ですが、89ページをごらんください。

1 款総務費の 1 項施設管理費、1 目一般管理費が4,084万7,467円、90ページの 2 款医業費が3,112万9,209円となっております。

次に、特別会計の簡易水道です。94ページです。

議案第72号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定です。

94ページです。歳入総額が1億2,164万4,841円、歳出総額が1億1,993万9,227円で、歳入歳出差引残額が170万5,614円となっております。

歳入の主なものです。95ページです。

2 款使用料及び手数料が2,418万6,411円、4 款繰入金の 1 項 1 目一般会計繰入金が4,205万円となっております。

98ページをお開きください、歳出です。2 款施設費の 2 項施設整備費、1 目水道未普及地域解消事業費、13 節委託料の1,023万7,500円は、落合地区と茅地区の給水施設整備測量設計業務であります15 節の工事請負費3,993万6,750円は、落合の給水施設整備工事の工事費であります。

3 款公債費は、4,772万4,549円となっております。

次です、議案第73号について説明いたします。

102ページです。

議案第73号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定です。

歳入総額が913万8,653円、歳出総額が872万5,799円です。歳入歳出差引残額が41万2,850円となっております。

103ページの歳入です。

1 款使用料及び手数料が433万7,510円、3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金が440万円となっております。

歳出です。総務費の 1 項村営バス事業費、1 目村営バス事業費は765万1,845円、2 款公債費は107万3,284円となっております。

続きまして、議案第74号 平成23年度鮫川村集落排水事業です。

108ページです。集落排水事業特別会計の歳入歳出です。

歳入総額が3,348万4,969円、歳出総額が3,240万4,717円です。歳入歳出差引残額が108万252円であります。

109ページです、次のページです。

歳入です。2款使用料及び手数料の1項使用料、1目施設使用料の1節集落排水使用料が883万2,600円です。3款繰入金の1項1目一般会計繰入金が2,127万円となっております。

次のページ、110ページ、歳出です。一番上の1款施設費の1項1目施設管理費が913万1,733円、2款公債費は2,327万2,984円となっております。

次に、議案第75号です。115ページです。

平成23年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

歳入総額が4億665万9,749円です。歳出総額が3億9,914万9,628円、歳入歳出差引残額が751万121円となっております。

116ページをごらん願います。歳入です。

1款保険料は4,791万2,900円です。前年度と比較いたしますと118万7,800円の減となっております。納入義務者数は、特別徴収と普通徴収合わせて1,319人であり、前年度と比べますと19人のマイナスとなっております。

3款国庫支出金は1億1,708万5,019円です。

次のページの4款です。支払基金交付金は1億629万7,000円となっております。

5款県支出金が5,328万1,841円であります。

118ページをごらんください。

7款繰入金の1項1目一般会計繰入金が7,104万1,000円であります。

歳出です。121ページです。

2款保険給付費3億5,580万7,167円は、前年度と比較いたしますと1,215万5,827円の増となっております。

次に、128ページです。

議案第76号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

歳入総額が1,223万1,261円、歳出総額が983万6,629円で、歳入歳出差引残額は239万4,632円となっております。

129ページです。歳入です。

1款使用料及び手数料が303万2,505円で、前年度と比較しますと444万8,901円の減であります。これは、震災による建物の復旧工事で、4月11日から8月9日まで閉館したこと及び原発事故の影響で宿泊客数が減少したためであります。

2款繰入金の1項1目一般会計繰入金は755万円となっております。

130ページです、歳出です。

1 款総務費の 1 項 1 目一般管理費は983万6,629円となっております。

次に、133ページをお開きください。

133ページは、議案第77号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額が1億2,652万5,740円、歳出総額が1億2,482万7,324円、歳入歳出差引残額が169万8,416円となっております。

次のページの歳入です。

1 款分担金及び負担金の 1 項 1 目古殿町負担金は7,751万9,589円、本村の負担に相当する2 款繰入金の 1 項 1 目一般会計繰入金3,043万4,085円となっております。

次に140ページをごらんください。

議案第78号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

ご説明を申し上げます。

歳入総額が3,457万4,168円、歳出総額が3,441万2,799円です。差引残額が16万3,889円となっております。16万3,889円です。

141ページの歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料は1,912万5,300円、2 款繰入金の 1 項 1 目一般会計繰入金は1,533万9,655円となっております。

142ページです、次のページです。歳出です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は3,330万7,955円となっております。前年度と比較いたしますと42万9,335円の増となっております。平成23年度の一般会計と8つの特別会計を合わせました決算総額は、一般会計総額が41億3,644万2,34円、特別会計の歳入総額が13億2,066万4,971円で、一般会計と特別会計を合わせました歳入合計額は54億5,710万5,205円で、前年度と比較いたしますと1億8,657万5,051円の増、率にいたしまして3.5%の伸びとなっております。

歳出総額は、一般会計38億3,328万3,661円、特別会計が12億7,021万8,970円となっており、一般会計と特別会計合わせました歳出合計は51億350万2,631円で、前年度と比較いたしますと2億4,539万1,504円の増、率にいたしまして5.1%の伸びとなっております。

一般会計の決算額が41億を超えるのは、バイオマス利活用交付金を活用しました豊かな土づくりセンターの建築、村民保養施設さざり荘の建築、光を注ぐ交付金を活用しました大学

試験研究施設の事業、さらには昨年の中日本大震災による公共土木施設、農・林業施設災害復旧、公立学校施設災害復旧などによる事業費の増加のため、決算規模がふえたものであります。

以上で、議案第70号から議案第78号までの9議案についての提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、歳入歳出決算書並びに主要施策の成果及び予算執行の実績をごらんいただきたいと思います。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎監査報告

○議長（前田三郎君）　ここで平成23年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査の意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、齋藤實君。

〔代表監査委員 齋藤 實君 登壇〕

○代表監査委員（齋藤 實君）　平成23年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査につきましては、議案つづりの中の意見書のとおりであります、概略を申し上げます。

審査の実施概要につきましては、地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして実施しております。

審査の概要としまして、まず第1に審査の対象であります、平成23年度の一般会計歳入歳出決算及び特別会計8件ありますが、この決算並びに各種基金の運用状況であります。

審査の期間につきましては、8月28日、30日、31日、9月3日の4日間で行いました。

審査の手続であります、この決算審査に当たり、村長から提出されました各種会計、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類につきましては、関係法令に準拠して作成されているかどうかということ、さらには財政運営は健全であるか、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているかなどにつきまして、関係諸帳簿及び証拠書類を点検、照合するとともに、各関係課の説明を聴取し、あわせて例月出納検査、定期監査等の結果を踏まえて審査の手続を実施したものであります。

決算の概要であります、ただいま村長のほうからもご報告ありましたが、各会計の総括につきましては、平成23年度歳入歳出決算の総額につきましては、一般会計と各種特別会計

8件あります。これを合算しますと歳入総額が54億5,710万5,205円、歳出の総額が51億350万2,631円で、歳入差引額は3億5,360万2,574円であるとなりました。各会計ごとの金額につきましては省略いたします。

次に、基金の会計であります。一般会計に属するものが17基金あります。そのほかに、国民健康保険特別会計で2つの基金、そのほかに村営バス事業特別会計並びに介護保険特別会計各1基金ありまして全部で21基金ありますが、条例に定められた目的に従って運用されており、基金の管理も適正であると認めました。

総体的な審査の結果につきましては、審査に付されました一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各種基金運用に示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りがないものと認められました。

全会計総括的に、黒字で翌年度へ引き継いだことは大変喜ばしいことであり、今後も引き続き効果的な財政運営に徹し、住民福祉向上のため各種事業の推進に努められたいと思います。

以上により、平成23年度鮫川村一般会計及び各種特別会計の決算書は正当と認めるものがあります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 以上で、代表監査委員の報告は終わりました。

ここで午後3時15分まで休憩します。

（午後 3時08分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時16分）

◎議案第79号～議案第88号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第20、議案第79号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から、日程第29、議案第88号 工事請負契約の締結についてまでの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第79号から議案第88号までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第79号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の28ページから30ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、2ページをごらんください。

補正予算書の事項別明細書がいいよね。

補正前の予算額32億7,500万8,000円に対しまして、今回の補正額3億2,370万4,000円を増額し、補正後の予算総額を35億9,871万2,000円とするものであります。

事項別明細書の3ページをごらん願います。

歳入の主なものですが、1款村税、2項1目固定資産税、2節滞納繰越分205万7,000円の増額ですが、これは平成21年度から平成23年度までの固定資産税滞納額の繰り越しであります。

9款地方交付税の普通交付税1,091万1,000円の補正は、交付税算定基準の改正による増額であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、4節子どものための手当負担金3,676万8,000円の減額と、5節児童手当負担金3,676万8,000円の増額は、手当の名称変更による予算の組み替えであります。以下、県支出金、歳出の扶助費も同様の組み替え補正でありますので説明を省略させていただきます。

4ページをごらんください。

2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧事業費負担金1,830万6,000円の増額は、過年災分の事業費の変更による増額と、凍上災の査定決定11カ所ですが、このうちの6カ所分です、年内6カ所事業ができるということです、6カ所分の国庫負担金であります。

同じく、3節公立社会教育施設災害復旧事業費負担金1,945万8,000円は、図書館の災害復旧工事の査定額2,918万8,000円の3分の2の国庫補助金であります。3分の2、災害復旧補助金が積み立てた分であります。

同じく、4節公立社会体育施設災害復旧事業費負担金105万円は、農業者トレーニングセンター災害復旧工事の査定額157万5,000円の3分の2の額であります。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の線量低減化活動支援事業費101万4,000円の増額は、線量低減化活動を行う5団体への助成するための補助金であります。

同じく、3節子ども医療費359万5,000円の増額は、県が9歳から18歳までの医療費を無料化にするための補助金であります。

5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の「ふくしまの恵み安全・安心推進事業費」267万7,000円の減額は、米の全袋検査において当初臨時雇いの人件費補助を見込みましたが、別途補正する受託収入に人件費が算入され、不用となったため減額するものであります。

同じく、2節林業費補助金の県単治山施設補助事業費350万円の減額は、宿ノ入地区の災害治山施設補助事業となったため、これは県単分が災害治山になったんですね、災害治山補助事業を736万円を増額して組み替えするものであります。

5ページをごらんください。

8目教育費県補助金、1節教育費補助金の地域支援事業費163万7,000円の増額は公民館事業の補助金であります。

9目農林水産業施設災害復旧費県補助金、2節農地等災害復旧事業費補助金187万7,000円の増額は、農地災の補助率増嵩による補助金の増額であります。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興寄附金のふるさとづくり寄附金46万6,000円の増額は、ふるさとづくり寄附金5件分で、補正後の額を159万9,000円とするものであります。

6ページをごらん願います。

18款繰越金、前年度繰越金、1,003万円の減額は、前年度繰越金が997万円となったため減額補正するものです。

19款諸収入の1節農業費受託事業収入の、米の全袋検査推進事業費受託料1,367万6,000円の増額は、ふくしまの恵み安全対策協議会からの米の全袋検査事業の受託収入で、本村の検

査予定数量は4万9,500袋を見込んでおります。これは、保有米まで入れての、縁故米、保有米まで入れての検査予定数量であります。

同じく、諸収入の5項1節雑入の東日本大震災復興宝くじ交付金686万1,000円の増額は、震災復興対策のため、日本宝くじ協会から交付されたもので、補助対象とならない災害復旧事業に充当したいと考えております。次の、公営住宅火災保険、火災共済保険です、120万円の増額は、東日本大震災による公営住宅見舞金であります。次の、新たな難視対策事業費補助事業助成金2億530万4,000円の増額は、地上デジタル放送の受信困難地区の対策が採択となり、これは青生野地区、青生野・渡瀬テレビ共聴組合に1億8,531万9,000円、もう一カ所が大根屋敷・小名沢テレビ共聴組合ですね。これに1,998万5,000円、合わせまして2億530万4,000円が補助になるんですね、これは合わせてこの金額であります。

次に、村債です。議案書31ページ、第2表地方債補正とあわせてごらん願います。

20款村債の過疎対策事業債、定住促進住宅整備事業債、2,030万円の増額は、伏木田地内の屋内ゲートボール場の解体工事費などに充当するものであります。同じく、3目1節臨時財政対策債1,340万円の増額は、起債可能額が1億1,340万円となったため増額補正するものであります。

5目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債の現年度公共土木施設災害復旧事業債830万円の増額は、凍上災6カ所分の事業費に充てるものであります。

次に、歳出です。7ページをごらんください。

1款総務費、5目財産管理費、25節積立金の財政調整基金498万9,000円の増額は、地方財政法第7条の規定により、決算剰余金の2分の1の積立金であります。

6目企画費、11節需用費の修繕料85万2,000円の増額は、道少田地内の村有住宅、これは旧鈴野屋さんから譲り受けた、これの改修事業です。入居希望があったため、住宅の一部を改修して、何か床とか屋根のところの不都合があるそうです、これを改修しまして入居希望者に貸し出しする、こういったことで85万2,000円を予算化させていただきました。

同じく、19節負担金、補助及び交付金の辺地共聴施設整備事業補助金2億789万5,000円の増額は、青生野・渡瀬テレビ共聴組合115世帯に1億8,719万5,000円、大根屋敷・小名沢テレビ共聴組合5世帯に2,070万円を交付するものであります。この補助金には、総務省テレビ受信者支援センター助成金に加え、村のかさ上げ分として259万1,000円を補助することにしております。ちなみに加入者負担分です、1戸当たり7,000円ということで受益者には負担をいただきます。これは、青生野も大根屋敷も同じく7,000円を負担金としていただきます。

す。

9ページをごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、5目こどもセンター費、7節賃金、臨時雇用293万9,000円の増額は、嘱託運転手退職により臨時雇用2名分の賃金を補正するものであります。

10ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、20節扶助費のこども医療費80万円の増額は、18歳までの医療費無料化にかかる社会保険分の16歳から18歳までの医療費です。同じく28節繰出金のこども医療費117万7,000円の増額は、18歳までの医療費無料化に係る国保分です。これは国保分の医療費です。80万円が社会保険分、そして117万7,000円が国保分ということであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、7節賃金の臨時雇用274万9,000円の減額は、先ほど申し上げました米の全袋検査のための臨時雇用を予定しましたが、集荷業者には検査単価を人件費に当てはめて委託するもので検査単価を上げました。ですから、人件費として新たな負担はないために減額するものであります。

同じく、12節役務費の手数料337万5,000円の増額は、米の全袋検査において、生産者が自家保有米を検査会場に持ち込む場合の手数料として1万6,500袋分を補正するものであります。これ、1万6,500袋、単価200円、これは生産者が持ってくる場合、倉庫まで、検査場所まで持ってくるのね。そのときに運賃として払うと運送業に引かかるんですって。ですから、農家が持ち込んだ場合には200円をお支払いする。これは、立会料としてお支払いするそうです。わざわざ持ってきてもらって。そして、持ち帰ってもらうことが条件です。集荷業者が、あるいは農協等が集荷して、また農家に配送した場合には200円はその業者の収入になります。お支払いになります。

同じく、13節委託料の米全袋検査業務の797万円の増額は、集荷業者2業者への4万9,500袋分の検査業務の委託料です。

11ページをごらんください。

5目畜産業費、13節委託料の国有林野買受測量業務513万円の増額は、大字青生野字江堀地内の青生野協業和牛組合牧野内の国有地の測量業務委託料であります。

2項林業費、2目林業振興費、15節工事請負費の宿ノ入地内治山施設工事300万円の増額は、当初の県単治山事業から災害治山補助事業に変更し、補正後の工事費を800万円として実施する計画であります。

7款1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金の商工業振興対策プレミアム商品券発行事業補助金205万円は、年末商戦に向けて村商工会が実施するプレミアム20%つきの発行額1,200万円の商品券の事業への補助金であります。

12ページをごらんください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、11節需用費の修繕料100万円の増額は、2トンダンプの修繕料であります。

同じく、15節工事請負費の道路維持補修工事276万円1,000円の増額は、震災、台風等の集中豪雨で被災しました小規模の災害復旧工事の費用であります。

土木費の3項住宅費、2目住宅建設費、13節委託料の定住促進住宅整備事業600万円と、地質調査業務30万円の増額は、屋内ゲートボール場解体跡地に、定住促進住宅を建築するための設計及び調査費用であります。土質調査も入ります。

同じく、15節工事請負費の屋内ゲートボール場解体工事2,000万円の増額は、屋内ゲートボール場が危険建築物であるため解体するための工事費であります。

13ページをごらんください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の青生野小グラウンド工事費226万7,000円の増額は、地震による地盤変動及び集中豪雨により、排水路の損壊及びのり面の崩壊のための復旧工事を行うものであります。青生野小学校のグラウンドです。これは震災で地盤沈下したんですね、その後に集中豪雨があったんですね、そのために真ん中にたまった水が勢いよく流れちゃったから、のり面まで壊れちゃった。早目に手当てしておけばよかったですけれども、あれほどの雨が降るとは思わなかったから、大きな被害になってしまいました。350万円です。

15ページをごらん願います。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費の公共土木施設災害復旧工事費2,600万円の増額は、凍上災害11カ所のうち6カ所の災害復旧の工事費であります。

同じく、2目過年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費の公共土木施設災害復旧費300万円の増額は、当初の工事請負費が5,000万円でしたが、資材等の高騰で300万円増額となったものであります。

13款予備費は187万5,000円の増額で、補正後の予算額は1,493万円となります。

続きまして、議案書の32ページと事項別明細書の17ページをごらん願います。特別会計の

補正予算であります。

議案第80号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

初めに、事業勘定です。17ページをごらん願います。

補正前の予算額が4億8,477万8,000円に対しまして、今回150万7,000円を増額し、補正後の予算額を4億8,628万5,000円とするものであります。

19ページをごらん願います。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金のこども医療費117万7,000円の増額は、18歳までの医療費の無料化による増額補正であります。

次に、歳出です。19ページをごらん願います。

2款保険給付費の1項医療諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助及び交付金の負担金の39万2,000円の増額は、満18歳までの医療費の無料化に当たり、本村では満15歳までは当初に計上しておりましたが、16歳から18歳までの療養給付費を補正するものであります。

11款予備費は109万3,000円を増額補正し、補正後の額は412万円となります。

次に、20ページの直診勘定です。

補正前の直診勘定の予算額が7,599万1,000円に対しまして、今回695万8,000円を増額し、補正後の予算総額を8,294万9,000円とするものであります。

21ページをごらん願います。

歳入は、4款繰越金、前年度繰越金695万8,000円を増額し、補正後の予算額は775万円となります。

歳出は、4款予備費を686万1,000円増額するものであります。

22ページをごらん願います。

議案第81号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正前の予算額が1億1,672万2,000円に対しまして、今回226万7,000円を増額し、補正後の予算額を1億1,898万9,000円とするものであります。

23ページをお開きください。

歳入です。

4款繰入金、一般会計繰入金46万3,000円を増額し、5款繰越金、前年度繰越金149万円を

増額、6項諸収入の雑入、建物災害共済金31万4,000円を増額補正するものであります。

歳出は、大塩配水池の流量計が落雷により破損したことにより、2款施設費の修繕料226万7,000円を増額するものであります。

24ページをお開きください。

議案第82号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）です。

補正前の予算額が700万6,000円に対しまして、今回41万1,000円を増額し、補正後の予算額を741万7,000円とするものであります。

25ページをごらん願います。

歳入は4款前年度繰越金41万1,000円の増額であります。

歳出は全額を3款予備費に補正するものであります。

次に、26ページをごらん願います。

議案第83号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

補正前の予算額が3,079万4,000円に対しまして、今回52万円を増額し、補正後の予算総額を3,131万4,000円とするものであります。

27ページをごらん願います。

歳入は、4款繰越金52万円の増額であります。

歳出は、全額を4款予備費に補正するものであります。

次、28ページをごらん願います。

議案第84号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正前の予算額4億2,775万9,000円に対しまして、今回1,005万1,000円を増額し、補正後の予算総額を4億3,781万円とするものであります。

29ページをごらん願います。歳入です。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分116万9,000円の増額は、平成23年度介護給付費交付金精算による追加交付分であります。

5款県支出金、2項財政安定化基金支出金、1目1節交付金の介護保険財政安定化基金特例交付金125万1,000円の増額は、第5期介護計画による介護保険料率の増加を抑制するための特例交付金です。

8款の繰越金の前年度繰越金750万9,000円の増額補正であります。

歳出は30ページをごらんください。

3款1項基金積立金、2目25節介護保険財政安定化特例基金積立金125万1,000円の増額は、介護保険料の増加抑制に充てるため基金に積み立てするものであります。

31ページをお開きください。

5款諸支出金です。1項償還金及び還付加算金、2目2節償還金387万円の増額は、平成23年度介護給付費負担金精算による償還金であります。

6款予備費は443万5,000円の増額補正です。

34ページをお開きください。

議案第85号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正前の予算額が1,375万円に対しまして、今回239万3,000円を増額し、補正後の予算額を1,614万3,000円とするものであります。

35ページをお開きください。

前年度繰越金は239万3,000円の増額補正であります。

歳出です。

1款総務費、1項施設管理費の修繕料等の補正のほか、2款予備費203万1,000円増額補正するものであります。

続いて36ページをお開きください。

議案第86号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正前の予算額が1億2,027万6,000円に対しまして、今回199万1,000円を増額し、補正後の予算総額を1億2,226万7,000円とするものであります。

37ページです。歳入です。

3款繰越金の前年度繰越金は169万7,000円の増額です。

5款財産収入の不用品売払収入29万4,000円の増額は、古殿町の小学校統合により不用になりました給食搬送車の売払収入です。

歳出です。

4款予備費は195万8,000円の増額補正です。

38ページをごらんください。

議案第87号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正前の予算額が3,504万7,000円に対しまして、今回16万2,000円を増額し、補正後の予算額を3,520万9,000円とするものであります。

39ページをごらん願います。歳入です。

3款繰越金の前年度繰出金は16万2,000円の増額補正です。

歳出です。

3款諸支出金の一般会計繰出金15万7,000円の増額は、事務費確定により不用額を一般会計に繰り出すものであります。

以上が、一般会計、特別会計の補正予算の概要であります。

続きまして、議案書の49ページをお開きください。

議案第88号 工事請負契約の締結についてのご説明です。

9月10日に、社会教育施設災害復旧事業・鮫川村図書館災害復旧工事を条件付きの一般競争入札により実施しました。これ、郵便による入札でありました。湯座建設株式会社、代表取締役 湯坐好郎氏が、設計価格5,711万6,000円に対しまして、入札金額5,420万円で落札いたしました。この金額に5%の消費税を含めました5,691万円で契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第79号から第88号までの10議案につきましての提案理由の説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、終わらせていただきます。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第30、議案第65号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の1議案を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

21日、24日、25日は各常任委員会で議案の調査を行います。

25日は現地調査を実施します。

代表質疑の通告は24日午後3時までとします。

26日は午前10時から本会議を開きます。

なお、22日、23日は休会とします。

本日はこれで散会といたします。

ご苦勞さまでございました。

(午後 3時57分)

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成24年第5回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年9月26日(水曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第66号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第67号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第68号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第69号 鮫川村介護保険財政安定化特例基金条例
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第70号 平成23年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第71号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第72号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第73号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第74号 平成23年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第75号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決

- 日程第11 議案第76号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
代表質疑、討論、採決
- 日程第12 議案第77号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
について
代表質疑、討論、採決
- 日程第13 議案第78号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
代表質疑、討論、採決
- 日程第14 議案第79号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）
質疑、討論、採決
- 日程第15 議案第80号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
質疑、討論、採決
- 日程第16 議案第81号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第17 議案第82号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第18 議案第83号 平成24年度鮫川村集体落排水事業特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第19 議案第84号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第20 議案第85号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第21 議案第86号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2
号）
質疑、討論、採決
- 日程第22 議案第87号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
質疑、討論、採決
- 日程第23 議案第88号 工事請負契約の締結について
質疑、討論、採決
- 日程第24 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程と同じ

追加日程第1 議案第89号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第2 議案第90号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第4 発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

提案理由説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（1名）

5番 湯坐良政君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	芳賀	亨君
企画調整課長	石井	哲君	住民福祉課長	鈴木	真理子君

農林課長 佐藤文夫君
教育課長 北條利雄君
代 表 齋藤 實君
監 査 委 員

地域整備局長 近藤保弘君
農務局局長 増谷隆夫君
事務管理室 須藤 健君
兼計兼長

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 會 長 本 郷 秀 季

書 記 渡 邊 敬

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

5番、湯坐良政議員から、本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで、諸般の報告を終わります。

◎議案第66号～議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第66号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例から日程第4、議案第69号 鮫川村介護保険財政安定化特例基金条例までの4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号 鮫川村介護保険財政安定化特例基金条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号～議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案第70号 平成23年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、議案第78号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員会、10番、早川正博君。

[10番 早川正博君 登壇]

○10番（早川正博君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、議案第70号 平成23年度 鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について、2点質疑をいたします。

1点目、一般会計歳入、19款諸収入で2,269万8,137円の収入未済金が計上されています。これは、農用地開発公団事業に伴う青生野肥育組合の償還負担金の未済額であると思います。平成23年度決算認定において、滞納繰り越し分が50万円が計上されておりますが、これが滞納未収となった理由は何か。また、未収金回収については、これからの納入方法も検討すべきと思いますが、村長にお伺いをいたします。

2点目、歳出、7款商工費、4目鹿角平観光牧場費4,326万3,410円の内容についてお伺いをいたします。13節委託料、クロスカントリーコース除染として122万9,550円、15節工事請負費、クロスカントリー整備工事として1,137万4,650円支出されておりますが、鹿角平観光牧場全体の除染対策とクロスカントリーコースの再整備、補修が必要と思いますが、その事業の計画について村長の考えをお伺いいたします。

以上、2点についてお願いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 10番、早川正博議員の総務文教常任委員会を代表しての質疑にお答えを申し上げます。

まず1点目の、青生野肥育組合にかかわる農用地開発公団事業参加負担金の滞納金償還につきましては、平成17年9月28日に提出されました償還金返済計画書に基づき、年50万円を2回に分けて償還してもらっているところであります。このほか、村有地使用料9万1,000円、合わせまして59万1,000円を納入してもらおうこととしておりました。これらに至る経緯は、平成17年10月12日開催の平成17年第6回鮫川村議会臨時会の議案第73号 土地貸付契約の締結についての中でご審議をいただいていたところでございます。平成22年までは予定どおり納入されておりました。59万1,000円です。平成23年に入りまして、村有地の使用料9万1,000円は納入されましたが、償還金の50万につきましては昨年6月に当該年度分を請求し、12月と平成24年2月、5月、再三督促に伺っておりましたが、原発事故の影響で放牧ができなくなり、しかも家畜の移動制限の影響で老廃牛の処分もできない状況で経費がかかり、生活も容易でなく納入が困難であるという回答でありました。1年分の償還額を50万にした

ときも、かなり厳しい額で設定したと私は認識しておりますが、引き続き本人には経営改善に努力をしていただき、約束どおり納入していただきますよう指導してまいりたいと思いますので、状況が回復するまでしばらくご猶予をお願いしたく、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目のご質問であります鹿角平観光牧場のクロカンであります。鹿角平観光牧場費として平成23年度に支出いたしました4,326万3,410円ありますが、平成22年度に、地域資源と景観を活用しましたスポーツ拠点を整備する目的で、鹿角平観光牧場の広大な緑地景観にクロスカントリーコースを整備すべく計画させていただきましたが、用地取得関係等の事情から、平成23年度に繰り越して整備を行ったものであります。この経費のうち、コースの整備費としまして、コースの除染に要する経費として委託料122万9,880円、コースの整備工事費として1,137万4,650円を支出させていただきました。

内容であります。まず、コースの除染業務につきましては、平成23年12月に村のシルバー人材センターに対して鹿角平カントリーコース除染業務として委託し、主にコース周辺の樹木の伐採・運搬、木の葉の集積・運搬を実施いたしました。これにより、コース内10カ所の測定値がそれぞれ平均で0.058マイクロシーベルト程度低減化することができました。当時、0.2マイクロシーベルトでしたのが、0.15マイクロシーベルトになったということがあります。現在、鹿角平観光牧場の駐車場に設置されておりますモニタリングポストでの計測値は、毎時0.13マイクロシーベルト程度と低い数字となっております。

鹿角平観光牧場全体の除染対策であります。牧場全体の中で、採草放牧地については除染作業が順次進められており、数字上も低減化が図られているようでありますので、特に問題はないと考えておりますが、観光センター周辺及びバンガロー等の施設については、鮫川村除染実施計画で、牧場全体が航空モニタリング毎時0.23マイクロシーベルトを超える区域の中に入っておりますので、線量が高い箇所につきましては逐次除染を行っていく計画であります。これも木の伐採等が必要になってくると思っておりますので、やはり焼却炉の建設を待っての実施と計画をしております。

次に、コースの整備工事ですが、コース設置のためそれぞれ切り土、盛り土工を行い、それに付随して水路の横断しております木橋工3カ所、そして進入路工7カ所、ウッドチップ路面工360平米のほかに植栽工、法面工を行い、幅3メートル、延長2.5キロのコースが完成し、ご案内のとおり今年4月に盛大にオープニングセレモニーを行ったところであります。ご質問のコースの補修、再整備の件ですが、今年は春先から何度か集中豪雨が

あり、特に7月6日には時間雨量で40ミリを越す豪雨となりました。その結果、コース内の数カ所に草地から集まりました雨水が集まり側溝で処理できない状態になり、コース内のウッドチップがかなり流出いたしました。事後の処理として速やかに補修を行い、利用に支障がないように努力は努めてきてはおります。しかし、草地内から雨水が数カ所に集まってくる地形となっていることから、いろいろ検討いたしました結果、コースの角に当たる区域についてはウッドチップを利用しないコース構造で、今、再検討しているところであります。

なお、過日このクロスカントリーコースに佐藤敦之選手が下見に訪れた際に走路面のかたさのアドバイスがあり、長距離で速いスピードを求めた場合、コース内のすべてがウッドチップではなく、ある程度かたい路面があったほうがよいとの指導を受けたところであります。このようなことから、再度他のクロスカントリーコースの状況なども参考に、一部コース設計の見直しを図り、ある程度の雨にも耐えられるように検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、10番、早川正博議員の総務文教常任委員会を代表しての質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 10番、早川君。

○10番（早川正博君） それでは、再質疑をしたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

この償還金負担金につきましては、平成15年度7月の定例会の中で村長のほうから細かく説明を受け、理解しているところでございます。ただ、この平成12年の2月にですね、全額返納をしております。これは村が立てかえ払いをしたという経緯がございます。村が立てかえ払いをしたということは、我々村民も含めた税金を投入したということでございますので、この点については、行政も含めて償還する方においてもきちっとした、もう一度再説明をしながらですね、やるべきではないかなというふうに私は思っております。

また、この償還において年2回、50万を2回分割でお支払いをしていただいているわけでございますけれども、この支払い方法ももう一度再検討すべきではないかなというふうに私は思っております。大変、今、基幹産業であるこの畜産が低迷をしておる、その中でも村としては最大限のバックアップをして、畜産の振興に力を注いでいるところでございますので、その点も償還していただく側からすれば、その辺も理解をしていただいて、これは支払う義務があるということを、もう一度理解を重ねてお願いをすべきではないかなというふうに思っておりますので、大変厳しい状況とは思いますがよろしく願いをしたいと思いません。

第2点目の商工費、この鹿角平観光牧場費についてでございますけれども、大変すばらしいコースができ上がり、鹿角平観光牧場としましても観光の拠点として、スポーツの拠点としてより一層の努力を努めながら、すばらしい、お客様に喜んでいただける施設にしていきたいと思っておりますので、その点2点について再質疑をいたしました。

よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、早川議員の再質疑であります。まず本人の自覚であります。私は平成17年9月の第5回定例会の席でこの特別委員会を組織しまして、委員長前田武久氏から要望事項が3点ほど出されました。

1点目は償還金を年100万にふやそうか、2点目が償還金の返済計画を、償還金と土地の貸し付けですね、賃貸契約を別にしろということ、3点目が償還計画に当たっては詳細に計画をし、できれば、中には景気のいいときには繰り上げ償還をするような、そういった内容も含んで計画を立ててくれ、そういうことで、このつい17年ですからそんなに年数たっていないわけです。こういった中で本当に温情味のある、半世紀にわたって50年で返済するという計画をお願いして、本人もこういった当初17年当時は、相当な穏便な計らいに感謝をしていたのではないかと私は思っております。こういう突然100万は、最初の要望事項であります年間100万は半分の50万でということをお願いしましたし、2番目はこれは委員会の皆さんのお申し出のとおり、償還金と土地の契約は別にさせていただきましたし、3番目の計画に当たっても、十分皆さんの意見を反映して本人も了解を得たと。こういった、今、順調に50万ずつで、どうしても22年まで5年間はしかと計画どおり取り組みされていたところではありますが、ああいった原発事故が本当に災いと言いますか、返済計画が滞った原因であります。こういったわしらの村でも畜産農家の経営安定を図るといのは大事なこの施策でありますので、そんな中で本人にもこの村民の血税を使っている、村が代弁して払って村民の血税から出している金だって再度償還を促しながら、経営改善の努力をしてもらうように努めてまいりますのでご了承いただきたいと思います。

次に、クロカンコースの改修等ではありますが、これはああいった急傾斜地のコースでありますので、少しの雨でもチップが流されちゃって、再三にわたり補修工事が伴ったコースになっております。この辺、佐藤敦之選手の指導を受けながらチップをもっとかたい、流れにくい材料に変えるのも一つの案かなと思っております。こういったところで皆さんの利用にかなった、また体力向上につながるような早めのコースに仕上げたいと思います。

また、このコースを二、三年活用して皆さんの利用状況を見ながら、今ですと草地内を1周するという事になっていきますから、夏場のコースには日陰も大切かと思っています。国有林、森林管理所等に話をし国有林の中にも1キロほど入ったコースつくりたいな、半分ぐらい日陰の走行するコースもつくりたいな、そういう思いでもあります。こういったところで、この鹿角平観光牧場の景観を守りながら、皆さんの利用されるようなこういうコースにしていきたいと思っておりますので、皆さん方もなお一層のご支援とご支持をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 10番、早川君。

○10番（早川正博君） いろんな諸般の事情があつてのことだというのは私達も理解をしております。

この点、償還に関しましては再度協議をいたしまして、両方の支払える状況というものを考えながら検討していただければよろしいのではないかなというふうに思っております。

鹿角平においては、カントリーにおいては、非常に各県外からも皆さんが大変すばらしいコースであるというふうには理解をされていると思っておりますけれども、全体的なこれからの整備も含めて、再度関連するいろんなフットワークも含めてですね、全般的な振興の計画をもう一度つくっていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 1点目なんですけれども、先ほど村長の答弁では、原発により経営が苦しくなつておるといふような本人のお話だということではありますが、それは十分考えられます。しかしながら、和牛のほうでは頭数は何頭くらい現在おるんだか、その頭数に対して今回の乾草供給ですか、それらはされているのかいないのか。

それと、草地の管理ですか。原発に遭つちやつて牛が放牧できないから牛も放せないし、その放せない草地を管理するために経営が容易でないのか。その辺はどうなつていいのか、それをお答え願ひたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず頭数であります、頭数関係は担当者より説明をさせていただきます。

後、牧草の供給ですが、これは皆さんと同じく、頭数関係なく7キロで、十分畜産系には満足いくような数量で配布はさせていただいております。ただ、放牧ができないための今度

の牧草の供給でありますから、放牧は一切行っていないようであります。その放牧できないのと、後、廃用牛が処分できない、そういったことで経営が行き詰っていることでもあります。廃用牛はどうしても市場取引が一時拘束もされましたし、あと、えさの食べ方も、15カ月以上今までのえさでなくて線量のゼロのえさを食べさせないと、市場に出せないんですね。こういったことで、一つの廃用牛の移動が禁止されていた。あとは、今、市場に出しましても、とても福島牛というだけで半値以下になっちゃうというお話をしておりました。これらで損害賠償を東電のほうにしているようではありますが、なかなかその廃用牛の補償が、賠償金の受け取りが難しいようであります。こういったところで滞っているということでもあります。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（佐藤文夫君） ただいまの頭数関係ですが、ちょっと今、資料を持っていないですけれども、親牛で40頭前後となっております。乾草も月に30キロぐらいでやっぱり200個ぐらい提供しているということでございます。

それと、今回の除染関係で近くにあります草地、それから水田、草地にした水田の除染なども行って、次年には草地が使えるようなそういう方策を行っております。

正確な数字につきましては、後でお渡ししたいというふうに思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 確かに、経営は容易でないふうに私も考えますけれども、本人はなるべく早く払うというような意思は持っているんでしょうね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の再質疑になりますが、本人の意思ですが、本人は経営が改善すべき努力をして、平成17年に約束したことは守る考えであります。

以上です。

〔「はい、終わります」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 次に、産業厚生常任委員会、1番、岡部明君。

〔1番 岡部 明君 登壇〕

○1番（岡部 明君） 産業厚生委員会を代表しまして質疑をいたします。

議案第70号 平成23年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、1番、6款農水産業費、3目農業振興費において、光をそそぐ交付金事業ときめ細かな交付金事業がそれぞれ実施されましたが、その3点を伺います。

大学の試験研究の内容についてお願いします。

あと、備品購入で多様な機械を導入していますが、その導入理由と、今後の農家のために
どういう利活用についての考えがあるのか伺います。

もう一つは、今後生産、製品化される販売堆肥の値段はどのぐらいで販売するのか、お願
いします。

2番目、8款土木費、1目道路維持費の中での日陰林の対策について。日陰林の対策につ
いては、地区住民から大変喜ばれていますが、伐採後が大きな面積のため、その跡地をどの
ようにする方向かお尋ねします。

以上です。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生常任委員会を代表しての1番、岡部明議員の2つの質疑につ
いてお答えを申し上げます。

最初の質問であります光をそそぐ交付金事業については、豊かな土づくりセンターで生産
された良質堆肥を使用して、大学連携試験研究施設を活動拠点に各大学機関と連携し、土壌
分析や作物の生育調査などの共同試験研究を行うことで、農業の振興に寄与することを目的
として、さまざまな事業を実施しているところであります。今年度も、キクイモによる堆肥
等の効果の分析、放射能による作物への影響、森林における炭素利用の測定、大豆の連作障
害、水稻の生育調査などを大学の授業の一環として行っております。こうした事業を行うた
め、光をそそぐ交付金事業で学生の休憩や試験研究の施設を整備して活用しております。ま
た、試験研究のための田畑の作業を行うために、トラクター等ロータリーや関連機器も整備
して活用し、その成果を通じて本村農業の振興に役立てていただくよう連携を深めておる
ところであります。

次に、きめ細かな交付金事業では、再生可能エネルギーの推進と木質バイオマスの有効活
用と、地域経済の発展を図るためまきステーションを整備し、フォークリフト、樹木粉碎機、
まき割り機、ユニックセルフ、まきラック、そしてチェーンソーなどを整備し、道路の除伐
材や間伐材などをまきに加工し、現在さぎり荘の加温材として利用しています。また、堆肥
センターでは、堆肥を切り返す大型ホイロローダー、運搬の3トンダンプ、コンポストバケ
ット、小型ホイロローダー、パッカー車、軽トラック、竹や枝木、枝などを粉碎する小型の

植織機、堆肥を散布する自走で走ります自走式マニアスプレッダーと、牽引で堆肥を散布しますマニアスプレッダー、そして堆肥袋詰め機などを整備し、良質堆肥の生産に向けて、今、整備しておるところであります。

堆肥センターの機械には、廃食油を利用したバイオマス燃料を利用することとしております。堆肥については、村内の大規模な畜産農家で処理に困っています堆肥を利用し、木の葉、もみ殻、廃菌床などの副資材を使って良質堆肥をつくり、有機質肥料として村内外の農家の皆さんに活用していただき、安心安全な作物づくりに寄与していただければと思っております。

また、堆肥散布や運搬が容易でない村内の農家につきましては、堆肥センターで受託をし、この堆肥散布なども行ってまいりたいと検討しているところでもあります。

堆肥の販売は現在、産業廃棄物処分業の許可の途中で、平成25年、来年の2月以降にこの許可がおりますし、製品の販売も2月になるとできると見込んでおります。生産されます堆肥については、ばら堆肥、トンバック入りの堆肥、そして袋詰めの堆肥、堆肥の運賃込みの値段、あるいは堆肥の散布料、村内村外などそれぞれのケースを考えて、値段等は検討しているところでもあります。この値段等も、例えば、ばら堆肥あたりですと、県内で見ますとトン当たり2,500円です。トンバック入りですと3,000円、袋詰めですと、この袋詰めの堆肥というのはいいものと悪いものといろいろあるんですね。ですから、300円から500円ぐらいまであるんですね。この辺は皆さんと相談しながら、農家の皆さんの利用しやすい値段等も考えていかなければならないかと思っております。堆肥の運賃等はトン当たり、今、500円でやっておりますし、散布料はトン当たり1,500円ぐらい、その機械代、散布料、あと距離もあるんですね。その辺を検討しながら値段を策定していきたい、そういう思いでありますので、そういったときには皆さん方にも相談をしながら、値段等決めさせていただきたいと思っております。

以上で、産業厚生常任委員会を代表しての1番、岡部議員の……

〔「村長、もう1点」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 2つ目の質疑ありました。

それでは2つ目の質疑の、日陰林の対策についてお答えを申し上げます。

日陰林の対策事業は、冬期間路面凍結による交通事故を未然に防止するため、道路わきで日陰の原因となっている杉、ヒノキの所有者に協力をいただき伐採しております。

村では平成21年度から、村道菅ノ目・浅川線の追木地内を初めに、大沢地内、村道新宿・

古殿線の山口地内、村道中沢・関口線の中沢地内、村道旧鮫川保育所線の新宿地内、村道富田・山田線の鋤木田地内、鮫川中学校周辺、村道官沢・余所内線の鍛冶平地内と岩野草地内、村道石井草遠ヶ竜線の遠ヶ竜地内、村道官沢・西山線の落合地内の11地区を実施しております。今年度は、村道官沢・西山線の長坂地内、村道田尻・関口線の田尻地内、村道関下・関口線の関下地内の3地区について、日陰林の伐採を予定しております。その際に、立木の補償を行っております。補償する金額が少ないのですが、杉、ヒノキとも太さが20センチ未満は1本当たりで1,000円です。20センチに満たないものは1本1,000円。20センチ以上のものは、2,000円で所有者にお支払いをしております。伐採は、村が森林組合や村内の伐採業者に委託して、伐採経費を村が支出しておるところであります。

国道、県道は平成18年度から国道349号線の強滝地内を初めに、9つの地区の日陰林伐採が実施されております。議員質疑の日陰林の伐採後の跡地であるわけですが、国道、県道、村道等の日陰林対策事業実施しました土地はすべて私有地であり、立木の伐採後の土地を村が植林や仮払いをするわけにはまいりません。ただし、道路に覆いかぶさった場合には支障木として村が伐採することにしております。

今後も日陰林対策事業を継続しますが、跡地の管理については今までどおり土地所有者にお任せする、土地所有者の考えで新たな樹木を植えるか、後はそのままにしておくか、そういったこととなります。その辺申しわけないんですが、土地所有者の協力とご理解をいただきながらこの日陰林の伐採作業は取り組んでまいりたいと思いますので、議員の理解とご協力もお願いするところでもあります。

以上で、産業厚生常任委員会の1番、岡部明議員の答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 1番、岡部君。

○1番（岡部 明君） 内容的には、今の説明の中で大体わかってきましたけれども、大学の研究の内容についてなんですけれども、今、放射能で苦戦している農業経営を考えますと、まず今までのブランド面、6次産業面というのも低迷しているということはあります。ですが、後継者が今いない状態のところ、それに押しつけられたような形で放射能の関係でありますけれども、この打開する策、または後継者が農業に魅力を感じながら農業を続けていくというような、そんな研究をしてもらいたいなど、そういう思いもあります。また、今現在私たちも農業をやりながら、こんな考え方があるんだとか、こういうやり方があるんだとか、そういうことを逆に言えば教えてもらいたいなど、そんな思いもあります。

次の機械の件なんですけれども、機械の件についても村で導入した機械についても、堆肥

ばかりということもありますけれども、あとは、寝せておいても機械というのは何にもならない。結局は動かさなければそれは何にもならないという、そういう思いがあります。今、そのやり方としてはある程度はその管理の中だったら貸し出し、そういうことも考えてもらってはどうかと思いますし、それから、あと冬期間の除雪関係で、今200万でしたっけ。その除雪の関係もありますけれども、その対応ができればなとそんな思いもあります。

そういう考えとか、大変なところにあると思いますが、そういう利用の仕方、それとあとは答弁の中に堆肥は10月からやる予定だと思います。今の話だと2月ごろから販売ということは、約4カ月間で堆肥ができるっていう話なんですけど、それで本当に完熟堆肥になるのか。それもちょっと不安なところです。

堆肥の値段等については、確かにある程度その販売の金額的なことも例的にはかなりあると思いますけれども、それでも鮫川のブランド、あとはいいものをこの鮫川のものとしてアピールできるのには最適かなと思いますけれども、それについてもまた言及してもらいたいなと思います。

あと、この伐採後の面積なんですけれども、かなりの面積してて、地主さんにこれを預けても、それは村長さんの話でいくとそうなると思うんですけれども、それでも景観維持という形をとれば、何かもっといい案がないかなと、そういう思いはしています。

それについてお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生常任委員会を代表して1番、岡部議員の再質疑であります、まず最初の後継者問題であります、確かにこの福島県で放射能に汚染された土壌で食料品を生産する、かなりその抵抗がある年月が必要なのかなと思っております。恐らく除染が始まったにしろ、皆さんにご理解をいただくまでは最低四、五年はかかるものと覚悟して、鮫川村でもいかなければならないかと思えます。そういった意味合いでもまずこの鮫川村、線量の低い村でありますから、この村が爆発前以前の空間線量0.04の地域になるように努力すべき、皆さんと一緒にこう考えてまいりたいと思えます。こういった0.04の地域になりますと、こういった大学の協力者も大学の関係者も、こういった努力に恐らく敬意を表しながら鮫川の農業の振興にお手伝いしていただけるものと思っております。これが高い線量ですと、学生も来づらいのではないかとも思えます。こういったことで、まず皆さんでいかにこの空間線量を下げるべく努力をするかに、鮫川村の農業後継者問題も絡んでくるのではないかと思えます。私は常々皆さんに申し上げたとおり、この村は自分らが汚さなければ汚れない村

だったわけですが、放射能は天から降ってまいりました。本当にこう残念な思いであります。村が目指した農業にこのぐらいで負けているようじゃしょうがないと思っております。皆さんの協力でこの放射能だけはなんとか除染したいな、除去したいなと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思っております。

後、この機械の効率的な利用法であります。レンタルなどはいかがでしょうかというお話であります。この辺も含めて考えなければならないかと思っております。効率的な利用、レンタルするほど暇のないお客さんからの要望があれば一番いいんですが、そういったあいている時期に必要な皆さんにはお貸しする、こういったものも一つの方法ではないかと思っております。効率よく、また機械の損傷も少ない、率のいい運営の仕方を模索していきたいと思っておりますのでご協力をお願いしたいと思っております。

また、堆肥の生産であります。完熟するまでは3カ月を要する、3カ月で堆肥ができる。これは頻繁な切り返しという作業が伴うそうです。これで年4回生産できますよというお話であります。ただ、これは夏場と冬場では違いますね。こういったことで年4回生産したい。今、仮に堆肥は始まっているようであります。この仮に始まるのは許可がおりたそうです。ただ、販売の許可はまだおりていません。仮に、間もなく最終処理業者の資格が来ますから、それまでに仮に生産活動してもいいですよという許可はもらいました。ですから、皆さんも確認したと思っておりますが、堆肥製造は始まっているようであります。こういったことで2月からはこれを商品化できる、そういうことあります。

次に日陰林であります。これはどうしても広い面積ですと議員の心配するところになると思っております。ですが、広い面積だからまだ杉はいいかというもまた日陰になりますから、杉とかヒノキはこれは避けてもらわなければならないわけですが、こういった対策、何か皆さん方からのご提案があれば、これもひとつこういった跡地の利用について生かしていきたいなとも思っております。何かご提言ありましたらばご指導いただいで。あとは、村では今のところこういった土地の所有者の判断で管理はお願いする、こういったことでご協力いただいているということが実態でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

- 1番（岡部 明君） 最後に、農業関係についてもこれから大変だと思いますけれども、放射能関係を敬遠したいなと思うところもありますし、また、後継者も自分のところに置きたい、そういう思いもありますし、これから6次産業とか何かを利用しながら、鮫川村を活発にできればそれは幸いかなと思っております。

それと、あとはこの日陰林については、皆さんの意見もありますが、いいアイデア等あってまた景観もよくなってということがありますので、皆さんの意見を聞きながらということでもありますので、これで質疑を終わります。

○議長（前田三郎君） これで代表質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号 平成23年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 平成23年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 平成23年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号～議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第14、議案第79号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第23、議案第88号 工事請負契約の締結についてまでの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 一般会計補正予算の事項別明細書でお願いしたいと思います。11ページの農林水産業費の畜産業費ですか、委託料の国有林野買受測量業務、これは約7町歩の公有地化の問題だと思うんですけども、その測量業務内容についてお聞かせ願いたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の農林水産業費6款5目の委託料、13節の委託料の513万円、国有林野買受測量業務513万円のご質疑であります。これは青生野の国有林、今青生野で放牧場で利用しております約15町歩の国有林地の測定であります。これは村で買い置きをしまして、あそこにメガソーラーの基地を持ってきたいなど、そういう思いで今計画をさせていただきました。民地との境を明らかにするための測量であります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） この測量業者の委託ですけれども、その測量業者の選考ですか、それらはどのような範囲内でもってやるんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これが11番、前田議員の測量業者の選定についてのご質疑ですが、国有林野を測量するにはそれなりの資格が必要だそうです。それで、その資格を持っている人が、持っている業者で入札を行っております。今度、この入札で参加してとった業者が……

〔発言する人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 藤建、藤建さんが大体こうなんです。特殊な作業を伴うというんですか、資格を伴うようであります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、藤建さん以外の業者も指名して競争入札ということになるんですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 指名する業者はこれから選考委員にかけますが、予定として何社あるかは、選考委員会は課長で選考委員会を開くんですけれども、担当課長から何社ほど予定しているか、今、答弁をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（芳賀 亨君） 業者選考委員会の委員長をしております総務課長でございます。

先ほどの資格の審査をしながら、県南地方の測量業者、3社ないし5社程度指名、選考して答申したいと考えております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 事項別明細書の12ページになりますけれども、8款3項15節の屋内ゲートボール場解体工事2,000万が計上されておるようですけれども、当然解体後、あの跡地は何らかに利用されるのではないかな、そういう思いがしております。どうしても利用される場合、あるいは今度トンネルが開通されることになると、出入口の問題が非常に危険を伴うことになるのではないのかな、そういうような懸念もされますけれども、今の考えの中で利用されることがあるとするならばその内容と、その道路搬入の関係もお聞かせいただければと思っています。

以上です。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の8款土木費の2目の15節工事請負費2,000万円についてのお尋ねであります。これは屋内ゲートボール場の解体工事費を計上させていただきました。この解体工事はまず、建て方によって解体工事の撤去費用が相当違うそうです。それが見かけは相当頑固な建物だということで、予算化をさせていただきましたが、その工事の内容は私詳しく承知していませんが、工事によりますと、もう少しの減価、2割ぐらい安くなるようであります。ですが、高い判断で設定をさせていただきました。

あと、跡地の利用ですが、この同じ住宅建設費の13番の委託費にあります630万、これが定住促進住宅の設計費となっております。ここに、壊した後に定住促進住宅を建設したい、2棟ほど建てる敷地があるそうです。こういったことで、定住促進住宅2戸を計画させてい

ただいております。大変、あそこは十字路になって危険な地域になろうかと思いますが、信号機の設置等も、今、警察庁あるいは県のほうにもお願いして何とかご協力をいただき、開通と同時に信号機が設置できればいいなという思いで、今計画しておるところであります。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番、早川君。

○10番（早川正博君） 事項別明細書の14ページですね、保健体育費の委託料ですが、多目的スポーツ施設建築工事実施計画とありますけれども、350万ですけれども、この多目的スポーツの内容と、場所をどの辺に考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長

○村長（大樂勝弘君） 10番、早川正博議員の10款の教育費についての13節委託料多目的スポーツ施設建築工事実施設計業務350万についてのお尋ねであります。今、村では雨天の、雨の場合に子供たちが運動する場所が少ない、特にこどもセンターの子供たちがあの体育館では狭いという思いであります。鮫川こどもセンターの子供たち、あるいは高齢者の、先日県南地区のゲートボール大会が鮫川会場であったんですね。そのときに雨で中止になったんです。そういったところを考えると、今、放射能で大変野菜をつくっても家の人にも食べてもらえない。もちろん、家族に食べてもらえない。特に、嫁さまが食べてくれないそうです。食べてくれるのはおっかあぐらいだ、家内ぐらいだっていうそういう高齢者のおじいちゃん、あるいはおばあちゃんなども、孫が食べてくれないとこぼしております。こういった皆さんに意欲的な生活をしてもらう。じゃ野菜をつくらねえかわりにゲートボールでもやって、雨っぷりで、特に天気の良い日は皆さん忙しいんですけれども、雨っぷりにうちにこもっているようでは生活がすさんでしまう、もう少し意欲的な目的を持った老人、老後の生活を送ってもらえれば、健康なあるいは老後の楽しみもできるんでないか、そういう思いで今、屋内のスポーツ施設をつくる時に国県の補助があるそうです。こういったのを利用しまして、屋内スポーツ多目的運動広場、公園、そんなので少し面積の多くとれた、屋根だけついていけば、雨を避けられればいいのか、周りの囲いはなくてもいいのか、そういう思いでテント式ぐらいのものを計画させていただきました。それが、今、計画しているのは、協力いただけそうなのが西野の区民グラウンドというんですか、あそこを今計画している。昨年一度も使用がなかったようであります。この辺の区長さんに聞いたところ、去年1回も使わないから何とかなんでねえのかというお返事でありましたので、この辺に屋内運動というんですか、多目的運動広場、そんな施設をつくりたいなという思いでありますので、ご協力

お願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 同じく一般会計のほうの補正でもって土木費ですね、12ページです。事項別。修繕費でもって2トンダンプ100万とあります。100万ですね、これ。

〔「高いね」と言う人あり〕

○11番（前田武久君） この修繕内容、予算内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番の、8款土木費の1目の道路維持費の修繕費、需用費の中の修繕費2トンダンプ100万円とありますが、担当課より説明をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） 今の修繕料100万ですけれども、村の補修用の2トンダンプあります。その公用車が8月23日なんですけれども、西山内内で車両事故、交通事故ですね、相手がいるので、交通事故が発生しました。ちょっと見通しが悪いところでカーブがあったんですけれども、車が来るといってダンプのほうがずっとよけたんですね。山側によけたんですけれども、相手方がスピードを緩めないで突っ込んできたということで車が大破しました。前方、前のほうがかなり壊れています。それから、ちょっと軸がずれたかなというところはあるんですけれども、その修繕費用です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 公用車はほとんど、保険は全部入っているわけですので、これを保険で入ってくる金で直すという意味ですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、この事故は私は10割加害者の責任、相手の責任だと思ったんですけれども、双方とも走っていたそうです。ですから、9割がそちらで賠償の対象になるそうです。ですから、1割の持ち出しになりますが、すべて村の車は車両保険に加入しておりますので、負担はありません。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 先ほどの、事項別明細書14ページの多目的スポーツ施設の内容、村長から答弁ありましたが、予定地は西野の区民グラウンドだということでありまして、このグラウンドは区の多分所有ですかね。村とすれば、これを350万かけてこれから設計業

務のほうで承認されたとすれば、あの土地を借りるのか、それとも買い受けするのか。当然区の財産ですので、工事費は村でやっていただいたのかどうかの取得、民地を多分田んぼや畑を取得して、区民がある一定のお金を出して取得した経過があると思いますけれども、借りるのか買い受けするのか。また、そこを有効活用するには当然区の総会、臨時総会等々開くのか。今からですと来年の3月末ですから、そういった過程を経ないとですね、なかなか思うような計画が進まないのかなと思っておりますけれども、その辺の手順、お聞かせください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の西野の区民グラウンドの貸借方法であります。まず、村では基本的には借地はしないという考えでおりますから、売買になると思います。こういったことで、本当は皆さんにお話しする前に内密にこうやっておけばよかったんですけども、こういうのはなかなか本当に、やはり内密な行為はよくないということでありますので公にさせていただきました。落ちついて大変これからの作業になりますが、どうぞ西野から議員2人も出ているんですから、この皆さんの力をかりまして何とか村に譲っていただいて、まずあのグラウンドはちょっと高いんですね。そして、バスが入らないとこどもセンターの子供たちの利用はなかなか容易でないと思うんですよ。ですから、バスを入れるような道路を整備します。こういったことで、いろいろあの地区の皆さんにはご協力をいただかなければならないかと思いますが、あわせて地元議員の星さん、そして関根さんには今から根回しのほどよろしくお願い申し上げ、まず土地は買いたい、そして周りの道路も大型バスが入るようなグラウンドにしたい。あとはがけ地条例があるそうです。あそこもがけ地条例でひっかかるそうです。ですから、ひっかかったほうには、山際には駐車場を設けたい。そういう思いで請求させていただきますので、ご協力お願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 取得をしたいという前提でということであるかと思いますが、過去に工場誘致という話も一時ちょっと出ていたときもあったようですが、先輩方から、求めた土地を息子が売っちゃうのかなんて怒られた経過も実はございますけれども、慎重に村民のために有効活用ということであれば、今、本当に使用しておりません。そういった方向でいきたいと思いますが、やっぱりこれの補正を組んでですね、設計をしまして、我々も区民にも働きかけたいと思いますけれども、区の総会等でね、売らねえなんていうことに

なっちゃった場合にはね、350万無駄になってしまうということなんで、それは慎重にかかわるべきであるし、その目的ですね、きちんと明確にやっぱり区の臨時総会でも開いていただきながら早急に手を打って、区の同意、これを経てからでないと、執行して3月まで待っていてですね、その総会で売ることにはできないなんていう決に達してしまうとね、これ、無駄になってしまう税金なんで、そのところも区長さんと、我々も頑張ります、区長さんともよく連携をとってですね、臨時総会でも開いていただきながら区の所有の財産の有効活用、これも村もきちんと話をさせていただいて、そういう経過を経ていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第87号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第88号 工事請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

（午前11時18分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時26分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま村長から、議案第89号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び議案第90号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての2議案と、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1諮問が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定

いたしました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、議案第89号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、提案理由を説明申し上げます。

鮫川村教育委員会委員の任命について議員の皆さんの同意を求める案件であります。

2名の方であります。住所が鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入46番地の水野春雄氏、そして大字赤坂東野字大竹の高杉タカ子氏の2名の教育委員の委員として任命をお願いしたいので、皆様方のご同意を求める案件であります。

先ほど、説明したとおりであります。どうぞご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第89号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第2、議案第90号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

鮫川村大字富田字二反田、大平忠一氏と鮫川村大字赤坂西野字蕨平、藤元健次郎氏、この二方を固定資産評価審査委員会の委員に任命、選任したく皆様方の同意を求めるものであります。

詳細につきましては先ほどの説明のとおりでありますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第90号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、人権擁護委員の推薦につきまして皆様方の意見を求める案件であります。

鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入、水野きよ子氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

詳細につきましては先ほど説明のとおりでありますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は水野きよ子さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前11時37分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前11時38分）

◎日程の追加、その2

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について、7番、星一彌議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第4として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第4、発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について趣旨説明を求めます。

産業厚生常任委員長、7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について趣旨説明をさせていただきます。

地球温暖化防止のための温室ガスの削減は待ったなしの地球的規模の重要な喫緊の課題であります。地球温暖化防止をより確実なものにするために、森林の整備や保全等の森林吸収源対策は必要不可欠であります。

本村にあっても森林面積は7割を占有していますが、これら森林環境を保持するには大変厳しい状況にあります。山村地域である市町村の森林整備、保全の役割を重視し、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを、早急に構築することを求めるものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案趣旨の説明といたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（前田三郎君） 日程第24、議員の派遣の件についてを議題といたします。

本件は、会議規則第122条の規定に基づき議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議決事項について諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第5回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでございました。

（午前11時49分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 早 川 正 博

署 名 議 員 前 田 武 久